

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出第二六号)
通商産業の基本施策に関する件
経済の計画及び総合調整に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件
鉱業と一般公益との調整等に関する件

○武蔵委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りをいたします。

通商産業の基本施策に関する事項
中小企業に関する事項
資源エネルギーに関する事項
特許及び工業技術に関する事項
経済の計画及び総合調整に関する事項
私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
鉱業と一般公益との調整等に関する事項

以上の各事項につきまして、議長に対し、国政調査の承認を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武蔵委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○武蔵委員長 通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件、私的独占の禁止及び公正取引に関する件並びに鉱業と一般公益との調整等に関する件について調査を進めます。

この際、通商産業大臣から、通商産業の基本施策について所信を聴取いたします。渡部通商産業大臣。

○渡部通商産業大臣 第百二十三回国会における商工委員会の御審議に先立ち、通商産業行政に対する私の所信の一端を申し上げます。

世界情勢は、戦後長期間にわたって継続してきた国際的秩序に構造的な変化が生じており、我が国は、今こそその持てる力を発揮し、世界経済の秩序ある発展に主体的な役割を果たさなければなりません。

国内に目を転じますと、最近の我が国経済は減速が続いている一方、經常収支及び貿易収支の黒字幅が再び拡大しており、対外均衡の是正に配慮しつつ、内需を中心とした景気の持続的拡大を図ることが求められております。

以上の状況を踏まえ、私は、以下の諸点を中心に、通商産業政策の推進に向け、全力を尽くしてまいります。

第一の課題は、新しい国際秩序の形成に向けた国際社会への貢献であります。

ウルグアイ・ラウンドにつきましては、昨年末、五年間に及ぶ交渉の成果である最終文書案が発表されましたが、今後これを基礎として、同ラウンドの成功裏終結に向け、交渉に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、我が国経済力の積極的な活用により世界経済の持続的発展を図る観点から、産業分野における幅広い国際交流の促進策を展開いたします。この一環として、外国製品の市場参入及び対日直接投資を積極的に支援するため、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案を今国会に提出いたしました。

二国間関係につきましては、米、EC及びアジアの諸国と世界的な課題に協調して取り組むとともに、発展途上国に対する総合的経済協力を引き続き進めてまいります。アジア太平洋経済協力についても、一層の推進を図ることとしております。

第二に、当面の経済運営であります。現在減速しつつある景気動向を著実な経済発展の軌道に乗せるため、経済の実情をきめ細かく注視しつつ、適切かつ機動的な経済運営に遺漏なきを期してまいります。

また、適切な設備投資の促進のためには、企業の資金調達力の円滑化が大きな課題であり、国内普

通社債市場の活性化に加え、リース業、クレジット業において行われている新たな資金調達方法についても、所要の法令の整備を行う予定であります。

第三の課題は、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現であり、人間的価値を核とした経済社会の実現に向けて、最大限の政策努力を行います。

国民生活にとってさまざまな弊害を生じている東京一極集中問題については、関係各省庁と共同して、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案を提出する等産業業務施設の全国的視野に立った適正配置を推進することとしております。

さらに、心の豊かさの源泉である伝統を現代社会に継承するため、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の改正案を提出するとともに、伝統的芸能の活用により地域産業の振興を図る等の施策を展開いたします。労働時間短縮の環境整備にも力を入れてまいります。

第四に、環境問題であります。人類共通の課題である地球環境問題については、本年開催される国連環境開発会議の成功に向け、我が国は世界の主導的役割を果たしていかなければなりません。このため、環境、エネルギー分野における革新的技術の開発及び発展途上国への技術移転を柱とする地球再生計画を一層強力に推進するとともに、オゾン層保護対策の充実を図ってまいります。

休廃止鉱山における鉱害対策につきましては、確実な坑廃水処理を実施するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の改正案を提出する等所要の施策を推進いたします。

第五に総合的な資源エネルギー政策の推進であります。

先般、私は中東において産油国首脳と会談を行ってまいりましたが、石油の安定供給確保のため、産油国との協力を進めていくことが極めて重要であると再認識いたしました。今後とも、石油

を初めとするエネルギーの安定供給確保、エネルギー分野における国際協力を積極的に推進する所存であります。

また、地球環境保全のためにも、エネルギー供給構造の改革を進める必要があり、供給面において、安全性確保を前提とした原子力の開発利用を推進する等エネルギー源の多様化を推進するとともに、需要面においては、省エネルギー対策の抜本的拡充を図ります。

第六に、活力ある中小企業の育成であります。中小企業は、我が国経済の活力の源泉であり、著しい経済環境の変化にも対応し得る中小企業の育成を図ることは、極めて重要であります。

かかる観点から、地域において特色のある中小企業集積の活性化の促進を図るため、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案を今国会に提出いたしました。さらに、総合的物流対策の一環として中小企業流通業務効率化促進法案を提出するとともに、魅力ある商店街づくり等の小売商業対策、中小企業の労働力確保対策、小規模企業対策等も引き続き積極的に推進してまいります。

第七の課題は国際社会と調和した長期的経済発展基盤の確保であります。

科学技術面におきましては、国際国家としての責務を果たしていくため、基礎的、先端的研究開発を率先して推進するとともに、情報処理、航空機等の分野における研究開発面での国際交流を図ることとしております。

さらに、近年の計量をめぐる国際的状況等に対応するため、計量制度全般について見直しを行い、計量法の全面改正案を提出するとともに、工業所有権制度につきましても、サービスマーク登録制度の導入等一層の充実を図ってまいります。

以上、今後の通商産業行政の基本的方向についての所信の一端を申し上げます。

私は、国民各位の御理解のもとに、通商産業行政の遂行に全力を挙げて取り組んでまいります。何とぞ委員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○武蔵委員長 次に、経済企画庁長官から、経済の計画及び総合調整について所信を聴取いたします。野田経済企画庁長官。

○野田国務大臣 我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方につきましては、さきの経済演説において明らかにしたところであります。が、当委員会が開催されるに当たりまして、重ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

世界経済の動向を見ますと、アメリカは、景気が回復過程にある中で、このところやや停滞感があらわれておりますが、今後緩やかに回復すると見られるなど、本年の世界経済は全体として昨年より高い成長が見込まれております。

我が国経済の動向を見ますと、景気の減速感が広まっており、やや過熱ぎみの高い成長から、堅実な消費、健全な企業行動に支えられた、インフレなき持続可能な成長経路に移行する調整過程にあります。

以上のような状況を踏まえ、私は、平成四年度の経済運営に当たりましては、特に次の諸点を基本的な柱としてまいりたいと考えております。

第一の柱は、内需を中心とするインフレなき持続可能な成長を図ることであり、

政府としては、このような成長経路への移行を円滑にするためにも、減速により企業家等の心理が大きく冷え込まないよう、景気に十分配慮した施策を行うことが必要であると考えております。

このため、平成四年度予算編成においては、公共投資について、一般歳出における公共事業関係費について五・三％の伸びを確保するなど、地方を通じて、最大の努力を払っており、また、金融面では、昨年暮れに第三次の公定歩合の引き下げが行われております。

平成四年度の我が国経済は、個人消費が物価の安定や雇用者所得の堅調な伸びに支えられて着実に増加し、設備投資も合理化・省力化投資、研究開発投資などを中心に総じて底がたく推移し、住宅投資が金利の低下などにより徐々に回復に向かう見込みであることなどから、内需を中心とした

インフレなき持続的な成長を実現し得るものと考えられます。

政府といたしましては、今後とも、物価と雇用の安定を図ることを基礎とし、主要国との経済政策の協調にも配慮しつつ、適切かつ機動的な経済運営に努めてまいります。この結果、実質経済成長率は三・五％程度になるものと見込まれます。

物価の安定は国民生活安定の基本要件であり、経済運営の基盤となるものであります。平成四年度についても、物価は引き続き安定的に推移し、消費者物価は二・三％程度の上昇になるものと見込まれます。今後とも、原油価格、為替レート、国内需給等の動向を十分注視しつつ、物価の安定に最善の努力を尽くしてまいります。

第二の柱は、経済発展の成果を生活の分野に配分し、豊かさを一層実感できる多様な国民生活の実現を図り、「生活大国」の形成を目指すこととあります。

このため、公共投資基本計画等を踏まえた社会資本の整備、土地税制の適正な運用や土地利用計画の整備・充実などの土地政策、完全週休二日制の普及等による労働時間の短縮、内外価格差の是正・縮小、省エネルギー・省資源の一層の推進などを図ってまいります。

消費者行政につきましては、消費者保護会議で決定した施策の積極的かつ総合的な推進を図ってまいります。特に、製造物責任制度については、総合的な検討を行うことが緊急の課題であり、国民生活審議会において引き続き精力的な検討をお願いしているところであります。

第三の柱は、国際協調型経済構造への変革を推進し、保護貿易主義の抑止と自由貿易体制の維持、強化に向け率先して努力するとともに、調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への積極的貢献を行っていくこととあります。

このため、OTTO、すなわち市場開放問題苦情処理推進本部の活動を通じて市場アクセスの改善を図るなど、貿易の拡大均衡による国際的に調和のとれた対外均衡を目指すとともに、ウルグア

イ・ラウンド交渉の成功に向けて一層の貢献を行ってまいります。また、政府開発援助の第四次中期目標に基づき、経済協力の拡充と効率化の効果を推進を図ってまいります。

以上、今後の経済運営の課題と方向について申し述べてきましたが、さらに、中長期的な経済運営の基本方針を示すため、政府は、先月、新しい経済計画の策定について経済審議会に諮問を行いました。計画の主要な課題は、第一に、国民一人一人が豊かさとゆとりを実感でき、多様な価値観を実現できる公正な社会としての生活大国の実現を目指すこと、第二に、二十一世紀を展望し、生活大国の基礎となる、活力ある我が国経済社会の発展基盤を整備すること、第三に、地球規模の課題への取り組みを通じて、地球の平和と繁栄に積極的な役割を果たすこと、の三点であり、経済審議会においてこれらを中心に精力的な御議論を始めていただきました。

今日の世界情勢には予断を許さないものがありますが、私は、経済運営に万全を期し、世界経済の安定的発展に積極的貢献していくとともに、活力と潤いに満ちた生活大国の形成を目指して最大限の努力を行ってまいります。

本委員会の皆様の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。以上で両大臣の所信表明は終わりました。（拍手）

○武蔵委員長 以上で両大臣の所信表明は終わりました。

なお、この際申し上げます。

平成四年度通商産業省関係予算及び平成四年度経済企画庁関係予算につきましては、お手元に配付してあります関係資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承を願います。

次に、平成三年における公正取引委員会の業務の概略について説明を聴取いたします。梅澤公正取引委員会委員長。

○梅澤政府委員 平成三年における公正取引委員会の業務につきましては、その概略を御説明申し上げます。

独占禁止法違反事件の処理につきましては、価格カルテル等二十四件について審決により違反行為の排除措置を命じたほか、三十三件の警告を行いました。また、九件の価格カルテル事件について、総額百二十一億八千六百八十三万円の課徴金の納付を命じました。さらに、価格カルテル事件一件について、刑事罰の適用を求めて検事総長への告発を行いました。

流通・取引慣行の問題につきましては、我が国市場を国際的により開かれたものとし、消費者利益を確保して豊かな国民生活を実現していくとともに、独占禁止法の運用における透明性を確保する観点から、独占禁止法上の考え方を具体的に明らかにしたガイドラインを公表し、あわせて事前相談制度を設置しました。

価格の同調的引き上げに関する報告徴収につきましては、価格引き上げ理由の報告を求め、平成三年中にその概要を年次報告において国会に御報告申し上げましたものは、マヨネーズ・ドレッシング類及び魚肉ハム・ソーセージの二品目であり、

事業活動及び経済実態の調査といたしましては、企業間取引の実態に関する調査等を行いました。

独占禁止法適用除外制度につきましては、政府規制等と競争政策に関する研究会報告書を公表いたしました。政府規制及び独占禁止法適用除外制度については、引き続き、その見直しについて検討を行ってまいります。

下請法に関する業務につきましては、下請取引の適正化及び下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の減額等の違反行為を行っていた親事業者一千六百五十七社に対して、減額分の返還等の改善措置を命じました。

また、中小企業の労働時間短縮を阻害する発注方式等の改善が重要な課題となっている中で、短納期発注及び多頻度小口納入に伴う下請法上の問題を明らかにするため、下請法の運用基準の改正を行いました。

景品表示法に関する業務につきましても、消費者の適正な商品選択が妨げられることのないよう過大な景品類の提供及び不当表示の排除に努め、平成三年中に三件について排除命令を行ったほか、八百七十五件については是正措置を講じました。

以上、簡単ではございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げます。

今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○武蔵委員長 次に、平成三年における鉱業等に係る土地利用の調整に関する事務の概要について説明を聴取いたします。海老原公害等調整委員会委員長職務代理。

○海老原政府委員 公害等調整委員会が平成三年中に行った鉱業等に係る土地利用の調整に関する事務の概要について御説明申し上げます。

まず、鉱区禁止地域の指定に関する事務について御説明申し上げます。

鉱業と一般公益または他産業との調整が必要な場合に、当委員会、主務大臣または都道府県知事の請求に基づき、鉱物を掘採することが一般公益または農業、林業その他の産業と対比して適当でないとする地域を鉱区禁止地域として指定することとなっております。

平成三年中に当委員会に係属した事件は、埼玉県浦山ダム関係地域、沖縄県底原ダム関係地域等合計十二件であります。これらの事業については、補償交渉及び進捗状況等を考慮して審理手続を進めることとしております。

次に、鉱業等に係る土地利用の調整に関する行政処分に対する不服の裁定に関する事務について御説明申し上げます。

鉱物の掘採、岩石、砂利の採取の許可処分について不服、または森林法、都市計画法等の規定に基づく特定の処分についての不服でその理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものについては、当委員会に対して裁定の申請をすることができるとなっております。

平成三年中に当委員会に係属した事件は、北海道知事がした北海道砂利採取計画不認可処分取り消し裁定事件など合計十件であり、これらのうち、平成三年中に終結したものは六件であります。

現在係属中の事件につきましては、鋭意手続を進めているところであります。

続きまして、土地収用法に基づく意見の申し出等に関する事務について御説明申し上げます。

当委員会は、土地収用法、森林法、鉱業法等に基づき主務大臣が採決等を行う場合には、意見の申し出、承認等を行うこととなっております。

平成三年中に当委員会に係属した事件は、東京都収用委員会がした建設大臣起業一般国道六号改築工事に対する権利取得裁決及び明け渡し裁決に係る審査請求等合計四件であり、いずれも土地収用法に基づく意見の申し出であります。これらの事件につきましては、すべて処理されております。

以上が平成三年中に公害等調整委員会が行った鉱業等に係る土地利用の調整に関する事務の概要であります。

今後ともこれら公害等調整委員会の所管に属する土地利用の調整に関する事務の処理に当たっては、慎重に審理を進めてまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○武蔵委員長 以上で両委員長の説明は終わりました。

○武蔵委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井出正一君。

○井出委員 自民党の井出正一でございます。両大臣それから政府委員の皆さん、御苦労さまでございます。今国会、本委員会の一審バックとして質問をさせていただきます。

まず、質問に入ります前に、きょうは二月二十六日でございます。大変天気がよく、雪は降っておりませんが、五十六年前の二月二十六日は二・二六事件が起きた日であります。その四年ほど前

には五・一五事件が起きております。背後に政治への不信があったと言われていることは御存じのとおりであります。

さて、今日の我が国の現況でございますが、ソ連邦の消滅というような世界的な変化があり、新しい国際秩序が模索されておる中、しかも日本の経済、また世界の経済も大変微妙といえます。

深刻な過程にある中、残念ながら相も変わらずスキャンダルが発生、今年度の予算審議も大幅におくれておるわけでございまして、国民の政治に対する不信はその極に達しておると言えるのではないかなと思っております。今現在既に大変な実力者でいらっしゃるが、近い将来日本を背負うであろうと言われているが、渡部通産大臣と野田経企庁長官に、この現状に対する御認識と政治の信頼を回復するための御決意をお聞きしたいと思っております。

○渡部通産大臣 井出先生、日本の将来を大変御心配をいただき、お互い、この国の現在、さらに未来を国民の皆さんに対して責任を持っていかねばならない者として、現在起こっておるいろいろの問題、厳しく反省をしなければなりません。国民の皆さん方にも大変申しわけないと私は常日ごろ考えておるものでありますけれども、政治への信頼なくして民主主義の発展はありませんし、また経済の発展も国民生活の発展もありません。

政治家一人一人が国民の皆さん方のために真剣に、謙虚に、そして清潔に汗を流しておるという姿を国民の皆さんに見ていただくことを、我々が毎日毎日の行動の中で政治への信頼を取り戻していかねばならないと同時に、今考えられている一番の問題は、政治家とお金についてのかかり合いについての不信でございますから、私どもはこういう問題に対して、国民の疑念を持たれることのないような、政治家一人一人のみずから反省とまた現在の政治資金規正法あるいは選挙のあり方、これらに対しては思い切った改革に臨んでいかねばならないと考えております。

○野田国務大臣 ただいま井出先生から大変御意見の高い角度からの御質問でございました。私もお話を承っております。今日に生きる政治家の一人としてやはり痛切な反省が必要であると思っております。

特に、過去の歴史を振り返りますと、どうしても政治に対する不信感が充満をし、そしてそういう状況の中でいわゆるインフレとそれから失業というものが重なったときに、大体全体主義的な傾向であったりあるいは排外主義的な傾向が出てくるわけであります。そういったことを一つの教訓として、私どもは今、まずなすべきことは、今当面の課題になっておりますが、決して与野党間が互いの不利な面を避けるのではなくて、お互いにみずから本心に血を流していくという、そういうある種の犠牲的精神といえますか、みずから血を流していくという決意が必要である。このことが一番大事なことではないかな。そして論議をすることも大事であります。やはり実行していく、断行していくということが非常に大事なことだ。そういう意味で、井出先生が今日まで政治改革の先頭に立って努力をしておられることに心から敬意を表したいと思っております。

同時に、今申し上げましたように、バックグラウンドともいえるべき経済の状況がインフレになったり、あるいは失業者が大変発生するというようなことでは社会不安のものになるわけでありますから、そういった意味で今後とも経済運営について、物価の安定あるいは完全雇用といえますか、雇用のバランス、こういったものをしっかりと踏まえた経済運営が大事であるということの責任を痛感をいたしておる次第であります。

○井出委員 両大臣、どうもありがとうございます。御健闘を心からお祈りし、期待を申し上げます。

次に、エネルギー問題、特に石油問題について若干お尋ねをします。

去年の今ごろはまさに湾岸戦争の真っ最中でありまして、議事録を拝見しますと、昨年二月十八

日の本委員会、自民党の甘利委員あるいは社会党の渋谷委員の御質問は、当時の中尾通産大臣に、石油エネルギー問題に集中されておったようであります。

「のと元過ぎれば熱さ忘れる」という言葉がございますが、先月中旬、渡部通産大臣は中東三国を御訪問なさいました。石油供給が逼迫していないときに常にこうした良好な関係を構築しておくことは大変意味のあることで、私は大臣の中東三国訪問を高く評価するものでございます。御苦労さまでございました。

そんなアラブの今の状況、イラクやクウェートの生産の回復状況は一体どうなんでしょうか。そしてまた、新聞の報ずるところによりますと、先日OPECの会合では日産百二十万バレルの減産を合意したとか。ただ、そのうちの二分の一近くを占めるサウジアラビア、あるいはイランが合意を保留したとかいう報道がなされておりますが、今後の石油供給の見通しをお聞きしたい。と同時に、旧ソ連があいまいな状況になってしまいました。ソ連も大変な石油の産出国でございますが、これが落ち込んでしまつて、石油供給にタイトな状況を生ずる不安があるのじゃないかというふうにも思われるわけですが、それらを含めて、石油事情の見通しをお聞きしたいと思います。

○渡部国務大臣 エネルギー問題、井出先生から大変御心配を賜っておりますが、私は、国民生活、経済の発展にとってエネルギーは人間の体に例えれば、これは血液である。第一次ショックあるいは第二次エネルギーショック、我々悪夢のように思い出しますけれども、今日の日本がインフレなき持続的成長を続けて豊かな国民生活に貢献をしておる根本はエネルギーの安定供給であります。かつて一バレル二ドルの原油が六倍の十二ドルにはね上がった、我が国に大きな危機をもたらしました。当時は、我が国の政治家あるいは財界人、あらゆるメーシンの人たちが産油国を訪問いたしました。ところが、その後産油国と消費国の関係が変わつてまいりまして、石油価格が安定し、

供給が豊富になつてまいりますと、湾岸産油国を日本から訪れる人もだんだん少なくなつてきた、通産大臣も六年間も来てない、日本という国は現金な国だなどというような批判をあつた湾岸諸国で受けておるといふことをお聞きしましたので、私は、通産大臣に就任して最初の訪問国を湾岸産油国に選んで行つてまいりましたけれども、非常な歓迎を受けましたし、また、あの湾岸危機の際の日本の九十億ドルの支出、また、掃海艇の派遣、これらについても日本には非常に感謝している、そういう言葉を聞いて、来てよかったな、やはり国と国との関係も、お互い立場がどのように変わつても、損をすることがあり、得をすることがあつても、同じ気持ちで、同じ姿勢でつき合つていくということが、しかも、世界の中で注目される経済大国と言われるようになった日本にこそ大事なことだと痛感をいたしました。

幸いに、産油国の皆さん方、日本に対して安定供給を約束してくれました。今細かいお話等もございまして、私には、旧ソ連のこれから問題等をも全部包含した中で、まず石油の安定供給、これは心配ない、こういうふうにご覧になっておられます。

○山本(具)政府委員 お答え申し上げます。今大臣から総括的なお話がございましたが、多少事実関係を申し上げておきたいと思つて、まず、クウェート、イラクにつきまして、御案内のとおりまだ生産が十分回復していません。まだ五十万バレル・パー・デーぐらいの状況でございますが、サウジが主としてそれを補つておるといふ状況で、国際的には石油は均衡をしております。むしろ供給がまだ緩んでいる程度でございます。ソ連の見通しにつきましても、先ほどございましたようにやはり相当落ちておりまして、今一千万バレルを切つておるといふのが実際の数字のようでございます。

今後の石油の見通しにつきましては、今申し上げましたサウジアラビア、それからイランを中心としたOPEC各国の減産の動向、この前の関係

監視委員会での数字に不満を申し上げておりますので、その動向がどうなるのかという点、それから旧ソ連の石油生産輸出動向、それからアメリカなど主要消費国の景気の動向というのが今後の問題だと思つてございします。

○井出委員 石油問題、もうちょっとお聞きしたいのですが、ちょっと時間がなくなつてまいりましたので次に参ります。日米経済問題について伺いをいたします。

一月の初旬にブッシュ大統領が訪日されました。官邸のレセプションのハプニングも私は驚きましたけれども、それより私の学生時代のときのことを思い出しました。それは昭和三十六年の十一月だったと思ひます。初めての日米貿易経済合同委員会が、箱根だったと思ひますが日本で開かれまして、アメリカからはラスク國務長官以下各閣僚が初めて日本へ大勢で一遍においでになつた。そのとき日本側の閣僚の一人であつた河野一郎、農林大臣だったと思ひますが、河野先生は二日間全く目をつぶつていらつして、眠つていらつして、たわけではございません。会議の終わる直前にすつと立たれて、今度おれが生まれてくるときにはそちら側の席に座るような立場で来たといふことを、こうおっしゃつてまた座つてしまつたといふことを、新聞が何かで読んだことがあつたのですが、三十年前の日米の力、特に経済の力の差は、あの向こうの強いというか勝ち気な河野先生にしてみれば、いたたまれず思はずに出た言葉じゃないかな、こう思ふのです。ちなみにあのときのテーマはアメリカの黒字、対日黒字を何とかしてくれといふのが日本の要求だったやうであります。三十年たつてブッシュさん、ある意味では恥も外聞もなく申し上げてもいいくらいに財力の応援団を引き連れて日本へ来られた。アメリカの力が相対的に弱つたなというのを感じずると同時に、日本の経済の力が我が国が想像している以上に国際的には大きなものになつていふことを痛感したものであります。

そこで、今回のブッシュ大統領の訪日、また官

澤総理との首脳会談についての評価をお聞きしたいことが一点。それから、いわゆるアクションプログラムでアメリカ製の自動車を二万台とかあるいは自動車部品を百九十億ドルというふうな約束、合意を見たわけでありましたが、これが管理貿易に陥る危険性はないのかというのが一点。それから、ヨーロッパ諸国から同様の要求というか圧力が出てくる可能性はないのか。現にドイツの政府は日米合意に少し批判的だといふことや、きのうの新聞は、イタリアとかスペインが日本車の輸入規制をするといふようなこともちょっと報じられておりました。それから、公約とか約束、努力目標といふことはこちらに置きまして、この自動車、自動車部品が本当に可能かどうか。いろいろなアメリカの設備投資とかあるいは日本車向けへの努力のテンポなんかを見まして、私はなかなか難しいのじゃないかな、それで、もし不可能な場合にはまた大変な、大きな問題が出てくる、向こうから要求が出てくるのじゃないかな、これを案ずるわけでございますが、そこを大臣からお話しただけでございます。

○渡部国務大臣 日米関係、また世界の中における我が国の経済的立場、まさに二十年前、三十年前のことを考えると、井出先生おっしゃるとおり夢のような状態でありました。そういう中で正月早々ブッシュ大統領がおいでになつたわけですから、過去四十七年間の日米の歴史、また今日、世界の四〇％の経済を占めておる日米の関係、また将来これらを考えると、これはできる限りのことをして、日米関係がよくなければ世界の国全体に大きな影響をもたらすものでありますから、全力を尽くして、あの宮澤・ブッシュ会談、東京宣言を成功のうちに終わらせることができたことは、私は、アメリカのために、日本のためにも、また世界のためにも大変よかったと思つております。

その中で、御心配のあった自動車の問題、これいろいろな批判が行われておりますけれども、現実には、九一年度で我が国からアメリカに輸出さ

れておる自動車は乗用車で百八十万台、アメリカから輸入されておるのは三万台にならないという状態、また、今日の自動車産業の発展がアメリカの大きなマーケットによって、また将来の我が国の自動車業界にとってもアメリカは世界の中で非常に大きなマーケットでありますから、そういう大きな、長い目の判断の中で自動車業界の皆さん方が非常に苦勞をなされておるアクシオンプログラムというものをつくってくれました。私は、これは大変ありがたいことだ、日米関係をよくするために大事なことで考えておりますし、決してこれは政府と政府とが公約したというものではなく、同時にまた、ブッシュ大統領が日本にいられて、日米関係をこれから大事にしたい、こうという中で行われたことでもありますから、これは非常に重い意味があつて、業界の皆さん方が必ずこの努力目標というものを達成してくださるために努力をしてくれるし、また私もこれをしっかりと見守っていかねばならぬ、また、今達成されなかった場合のことを御心配いただきましたが、私は、我が国の業界の皆さん方は必ずこの努力目標を達成してくれると確信をいたしております。

また、これがEC等と与える影響という御心配をいただきました。その後、私もEC諸国の貿易関係の大臣等とお目にかかつておりますけれども、いろいろの誤解もあるようでありますから、この誤解はこれから我々は誠実に解いていくような努力をしていかなければなりません。また自動車については、日本とECの関係はアメリカと日本との関係とは若干違いまして、ヨーロッパ車の輸入はかなりふえておりますし、また現地企業における部品の購入等も多くなっておりますし、私は、誠実に話し合つていけば、御心配のようなことにならないように、こういうふうに努力してまいりたいと存じます。

さて、きょうからアメリカでS-TIがまた開始されるわけでございますが、真のパートナーとして日本が果たすべき役割あるいは摩擦の解消のために努力しなくてはならないことは一体何だろうかというところ、アメリカ側に対してもやはり指摘、要求をすることがあるのじゃないかと思ひます。アメリカの経済の競争力をリバイバルすることこそこの問題の根本であり、先決だと思つておりますが、どうもアメリカは、アメリカの競争力はそんなに弱つてないんだ、日本のいろいろなアンフェアなものがあるからなかなか輸出できないんだ、その結果がこれだけ貿易にインパランスが生じたというふうな考え方がちよつと強いような気がするのですが、そうではないかということ、少し日本政府も声を大にして言うべきではないかな、こんなふうに思つておりますが、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 ただいまのことにも関係いたしますので、先ほどの答弁につけ加えさせていただきますが、自動車問題の民間の努力目標というものは、これはあくまで我が国の民間業界とアメリカの民間業界との両者の努力によって努力目標が達成されるべきものであります。自由主義経済ですから、やはり消費者のニーズというものに生産者が対応していくというのが一番大事なことで、それがデザインというふうなこともなつておるわけでありまして、構造協議についてもこれは当然のことであつて、これは日本も努力する、アメリカ側も一生懸命努力するということでお互いの目的が達成されるものであつて、これは一方面的のものであつてはならないし、また世界における自由主義経済を今日にもたらしたリーダーはアメリカなのでありますから、また我が国にも自由主義のとうとさを教えてくれたのもアメリカなのであります、アメリカも必ず我々以上の努力をして目標達成に進んでくれるものと確信をいたしております。

て若干お聞きをいたします。

新聞等の報ずるところによりますと、四月決着微妙にか、四月決着困難か等の悲観的な見通しも報じられておるわけですが、現在どうなのかということ、万一決裂した場合はガットそのものが崩壊するの、前回ラウンドまでの合意というものは有効に機能するかどうか。そしてまた、決裂した場合、世界経済は決定的にブロック化の方向にいくのかどうか。あるいはまた、これは定量的な分析はちよつと無理だと思ひますが、日本経済が実際にこうなるであろうような影響は一体どんなものがあるのかといった点。

それからもう一つ、これは農業問題、各国それぞれなかなか難しい問題を抱えておりますものから、これで苦勞しているわけですが、その農業分離案が、EC、フランスなんかには浮上してきたというふうな報道もございしますが、農業分離案について通産省はどんなふうにお考えになるかといった点をお聞きしたいと思います。

○岡松政府委員 先生の御質問、三点あったかと存じますが、まず四月決着微妙という報道の点でございしますが、自由貿易体制を維持強化する、これにはウルグアイ・ラウンドの成功がぜひとも必要であるというふうに考えておるわけでございます。

現在、ジュネーブにおきまして、市場アクセス交渉あるいはサービスの初期コミットメント交渉というのが行われておるわけでございますが、我が国も米、EC等との二国間交渉を精力的に進めておるところでございます。我が国といたしましては、ラウンドの早期成功裏の妥結に向けて、経済大国にふさわしい積極的な役割を果たしていくことが必要であるというふうに考えておるところでございます。

に於いての信頼を失うことになるわけでございます。

そもそもウルグアイ・ラウンドがどういう契機でスタートしたのかという五年前を覚えてみますと、ガットから逸脱したさまざまな行為が行われているというところから、ガット戻りをしようではないかというところから始まっているわけでございますし、また、ガットが規制していないさまざまな領域が、新分野が出てきているというところから入っているわけでございます。ぜひともこの自由貿易体制の信頼性を確立していくためにはこれを成功裏に終わることが必要であるというふうに考えているわけでございます。もし失敗した場合、一方の措置の頻発あるいは地域経済のブロック化、保護主義の台頭といったような望ましくない方向に行くことが大いに懸念されるわけでございます。我が国への影響、社会経済への影響ははかり知れないものがあるというふうに思つておる次第でございます。

最後に農業の分離案についての御質問がございましたが、このラウンドの交渉に参加している国は農業の輸出国もあれば工業品の輸出国もある。これらの国が一体となつてそれぞれ譲るべきところは譲るということで交渉全体が成り立っているわけでございます。農業部門だけを切り離していく、これで合意を形成するということは極めて困難であるというふうに考えておる次第でございます。

○井出委員 きんのうの日本経済新聞ですか、鉱工業品交渉では通産省は鉱工業品六千五百品目の関税引き下げ幅を平均五〇％とする、そしてまた新たに産業機械、輸送機械、ガラスなど約千品目の関税撤廃を実施する、したがって関税ゼロ品目は二千品目ぐらゐになる、これを来年の一月から七年の一月までに段階的に実施する。こうなりまして、日本の鉱工業品の平均関税は現行の三・六％から一・九％という先進国の中で最も低い水準になるわけでありまして、まさにラウンドのリーダーであつておかしくないわけなのであります。農業問題が余りにもクローズアップされているせ

とで自己実現できるような、むしろ効率だけじゃなくて公正さということ、さまざまな角度からこの問題を論議をしていかなければならぬことだと思っておりますし、さらに大事なことは、御指摘ありましたように、国内にだけ目を向けるということではなくて、我々が生活重視型のそういう経済計画をつくっていく、いわば生活大国を目指すしていくことが、すなわち同時に国際社会の中での日本の貢献ということとリンクしていくのである。そういう視点はこれは非常に大事なことである。そういう意味で、御指摘のような角度から今御議論をいただいております。

なかなかこれは、国際情勢も非常に流動的でありますので、難しい問題でありますけれども、その中でいろいろ汗をかいていただいて、本年夏ごろをめどにその御審議の結果を出していただければありがたいと思っております。

○井出委員 どうもありがとうございます。時間が参りましたもので、以上以上いたしますが、岡大臣の御活躍をお祈りいたしまして、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○武藤委員長 岡田利春君。

○岡田(利)委員 今、井出先生の質問を聞いていて、二十年前の日本という話も出てまいりました。私は、商工委員会で質問するのは、実は十五年ぶりです。御質問の機会を得ました。最近の経済、産業社会の動向を考えながら、率直な質問を申し上げたいと思うわけです。

宮澤内閣が成立をし、野田経企庁長官また渡部通産大臣が就任をされて今日の経済の運営や産業政策を進められておるわけでありすけれども、百二十二回の臨時国会における宮澤さんの所信表明、この中に初めて「生活大国への前進」という言葉が出てまいりました。宮澤さんは、大体、一九八六年の当時は資産倍増論を唱えておられて、そして八十七年に大蔵大臣に就任をされたという経緯を持たれておる方だと思います。そして

私、文章をずっと読みまして、これは官僚の人が書いた文章でないという感じがしました。恐らく宮澤さんの筆になる箇所ではないかな、文章からこういう感じがするわけです。そして、百二十三回の今回の施政方針の演説の内容に、さらに「生活大国への前進」としてこれを一歩進められておるわけです。しかもその中には、言うなれば今までの政策の転換ということも明確に出ておりますし、また宮澤さんの描く生活大国とは次のようなものであると、六点にわたってその指標、目標を掲げられておるわけです。この施政方針の演説を受けて野田経企庁長官は経済演説をされ、さらにこれを具体化されて、しかも総理は、既に経済審議会にこの趣旨に基づいて今後五カ年間の経済の運営について諮問された。

そこで、この宮澤さんの演説の内容の流れというものは、今長官が答弁をされましたけれども、果たしてそういう次元で認識していいのだろうか。余りにもそれはスローガンのであって、この演説の内容を冒瀆することになるのではないかな、私はこんな感じがしてならないわけでありす。

ここに示している文脈というのは、私に言わせると日本型資本主義のいわゆる政策の転換といえますか、そういう面がはっきり示されているのではないかな、それが宮澤さんの生活大国への路線である。と私自身は理解をしております。言うなれば効率万能主義といいますが、あるいはまたシェア拡大の生産優先のそういう経済運営ではなくして、スタンスを変えて、国民、消費者の暮らし、幸せというところにスタンスを置いてこれからの新しい日本の経済社会を築き上げていく、そういう宣言がこの文章でなければ余りにも空虚過ぎるのではないかなと思っております。私は、この経済大国への演説の内容をどう評価するか、そのことからこれからの産業、経済の政策が分かれていくのではないかな、非常に重要なポイントだと思っております。そしてまたこのことは、宮澤内閣のこれまでの演説の評価を決めることになる。私は非常に好意的にこの方針を受けとめてお

るし、画期的なものである。もう少し具体的に言うとう、いわば日本型からヨーロッパ型といえますか、そういう方向に我が国の経済運営のかじ取りも変えていくのだ、進路を変えていくという決意としてどう受けとめられておるのか、評価をされておるのか、どういう意義を持っておるものと感ぜられておるのか。あわせて通産大臣からもこの点について見解を承っておきたいと思っております。

○野田国務大臣 御指摘ございましたように、生活大国を目指して、これからいわば政府部門のみならず、率直に言う国民の広い次元でのお互いの意識改革を伴うような作業であるという認識をいたしております。

それは今御指摘ありましたように、特に豊かさを実感できない一つの要因の中に、居住水準の問題を初めさまざまな社会資本の未整備の問題が残っております。しかし、単にそれだけではなない。あるいは企業社会のあり方にしても、いわゆる効率優先ということよりも、むしろさらに、効率も大事だが公正さということもさらに大事ではないか、あるいは生産者重点という傾向よりも、消費者、生活者重点というように思考も大事なのではないか、実はそういうさまざまなものがございいます。そういった点で、経済計画として生活大国をどう肉づけをしていくかという側面もありますけれども、いわば意識というレベルの問題になりますと、必ずしも経済計画の中ですべてを表現できるというものではないと思っております。そういったこともございまして、現在、別途国民生活審議会、こちらの方でもいろいろ御議論もいただいております。わけでありまして、いわば価値観にかかわるような分野もたくさん実はあるわけでありす。やはり人生の充実感といえますか、ゆとりというものをどういうふうな形で政策としてそれをバックアップできるのか、そして個人レベルにおいてはどういうことなのか。いわば意識改革ということはある意味では国民運動的な部分が必要

だ、私はそういうような問題意識を実は持っております。そして、そこで今、経済審議会の御審議も従来にならぬ一つの手法をお願いをしてやっていただくわけでありす。地方にも出かけていって、いわば地方審議会を開催をして、できるだけ地方の声も取り入れていこう。あるいはこれは企画庁として、四月に入りましてから、全国各県のそれぞれ豊かさ指標というようなものがありますが、そういったものをそれぞれの各県レベルにおいても、いわゆる住民レベルにおいても個々に考えていただく。そういうさまざまなことを、全体を包含していかないと、本当の意味での生活大国を目指していくことにはならぬ。そういう点では、まさに岡田先生御指摘のような問題意識のもとに、今御審議をお願いをいたしておるということです。

○渡部国務大臣 私今先生から、また先ほど井出先生からもお話がありました。生活大国という言葉、これはなかなか難しい。戦前、我が国は軍事大国を目指して大失敗をしてしまったわけですが、戦後はその反省の上に立って、アメリカがあるいは旧ソ連が軍事大国と言われる中で経済重視の政策をとってきたわけですが、それが結果としては数字の上で、世界の人たちから見ればまさしく日本は経済大国になってしまったわけでありすけれども、ところが、貧しさから立ち上がるというところで、ひた走りに経済を豊かにするために頑張ってきた、そして世界の中からまさに経済大国と言われるような国になってきた。気がついてみたら、生活の方はどうか。統計、数字の中では確かに世界の中で高い水準の経済の国になっておるけれども、それならこの国に住んでおる人たちが、日本は豊かになって幸せだ、毎日毎日の生活の中で豊かさが実感されているかという、必ずしもそうでない。

これは人間生活のニーズが変化してまいりますから、三十年前は自動車を持っただけで豊かになったという気持ちになったのも、今は、駐車場がない、交通渋滞のいらいらでかえって不満の増

かつて所得倍增政策は、池田さんの時代に十年間の計画期間を持ったわけであります。二十一世紀に向けてこの新しい経済政策を定めるに当たっては、五年前にして中間報告があつて結構であります。

あと、多少この審議期間がかなり短いのではないかと、御指摘です。率直に言ってかなり日程的に委員の先生方には御無理をお願いをしておるわけですが、ただこれも、各テーマごとに御案内のとおり今四つの部会を設けております。さらに、そのほかに小委員会を三つ設けておりまして、それぞれ掘り下げて御論議をいただく、そういったことを組み合わせてまいりますと、都合百回ぐらいの実は御論議をいただいでいくわけでございまして、そういう点で若干日程的に、もちろん明確にいつというのを申し上げることはでき

常に高い成長であった。高ければいいというものではないのでありますから、そういう点の率直な反省を聞かしてほしいし、なるがゆえに、九一年度の経済運営に当たってソフトランディングを目標にしたけれども、残念ながらハードランディングになって混乱を起こしている、そして経済は失速しているという失速感を非常に強く与えておるのではありませんか。先ほど大臣がいろいろ言われましたけれども、やはり今指標に出ない背景としてバブル経済の後遺症というのがあるのだと思うのです。まだ顕在化しないものがたくさんあるのでは

言って、あるいは証券市場の問題にしても、あるいは金融をめぐる諸問題にしても、そういう部分もあるのではないか、そんな感じもいたしてあります。もちろん我々人間生活の中で余り禁欲主義に走るといふことは、経済全体から見るとこれは余り好ましいことではないと思います。宗教家ではないわけですから。しかし一方で、逆に物欲がどんどん刺激されていくというだけいくのもいかなものか。そういった中で、さっきも御指摘ありましたが、公正さということにより目を向けたいかなければいけないということを、そういう

るのか、あるいはまた金利の関係を見ましても、言うなれば銀行の調達金利と貸出金利、この差も何か銀行側が保留しているのではないかと、数字が、数字上から判断すれば、そういう面もどうもうかがえるわけであります。そういう面もどうも、やはり今すぐ金融関係の改善をやらなければならない、こういうものについてもう少し敏感でなければいかぬと思うのですが、御認識はいかがでしょうか。

○野田国務大臣 今、金融のお話でありますけれども、かつてのようないわゆる規制金利万能時代ではなくて、市場機能が金融の世界に今非常に広がってきておるといことはもう御案内のとおりでございます。

そこで、例えばでありますけれども、昨年の四月とこのところと比較をしてみますと、いわゆる短期市場金利、これが昨年の四月一日が七・八五％、これはCDの三カ月物であります、一昨日では五・一五、したがって二・七〇の金利の低下、あるいは短期プライムも二・三七五の低下、それから、変動長ブラですが、これがやはり二・三七五の低下、長ブラは一・七％の低下、この間公定歩合は昨年の七月以来一・五％の低下ということでありまして、そういう意味では公定歩合の引き下げ幅を超えた、上回るいわば金利の低下傾向ということは市場の中では達成されておるといことは言えると思っております。この二月に入りまして、さらに金利低下傾向が浸透を今なおしつつある状況にあるといことは言えると思っております。

ただ、そういう中で、今お話がございましたいわゆるパブルの後遺症といいますが、これはかなりある、もうざっくりばらんに申し上げて、私はやはりあるような印象を受けております。これは借りる側からすれば貸し渋りに見える。一方で金融機関から話を聞くと、いや、適切な事業がないんだという意味で逆に借り入れの申し込みが少ないんだということになっておる。これは実態をいろいろ調べておられますけれども、どちらかといえば、過去のパブルと言われたような時代にはかなりの金

余り現象でありましたから金融機関の方から、多少事業計画が甘いものであっても、担保さえとっておけばどんだん貸したというような事態があったように思っています。しかし、昨年来のいろいろな金融不祥事というように、これもこれあり、今は事業計画に対する審査が数年前に比べるとかなり厳しくなってきたとおるといようなことが借りる側からすれば貸し渋りとおるのではないかと、いうような印象になっておるといことも言えるか。そういう意味で、いろいろ貸し出し態度、それは是非、善悪は別として、今までの担保さえあればどんだん貸していたというような状態に対する反省から、かなり事業計画についての審査がより重点を置いて行われておるといことは言えるのかなと思っております。

○岡田(利)委員 今答弁がございましたけれども、私の手元の資料では、銀行の調達金利と銀行の貸出金利、言うなれば、確かに金利は下がっているのではありませんけれども、その差がどうも目につくのであります。もう少し銀行側の保留を下げた金利を下げるという努力は当然しなければならぬ課題であろうといことを申し上げておるのであります。

同時にまた、産業金融の問題では、パブルの中で資金調達をどんだん進めてきた。だが株価の、株式の状況は御存じのような低迷状態から脱し得ない。下手するとタウ二万円を割らないとは断言できないという心配もなきにしもあらずという状況であります。だがしかし、企業はいずれにしてもエクイティー債の返済に迫られる時期を迎えるのでありますから。ある調査された報告によりますと、九二年には大体五兆円の返済、来年度は十一兆円に及ぶ、こう言われておるのであります。そういったと、この資金の調達が円滑にいかねば経済の活性化を図ることができませんし、また設備投資の拡大も望まれないわけでありまして、したがって、この産業金融の円滑化のために今早急に手を打たなければならぬ側面が出てきているのではないかと。特にこれは産業政

策上重大問題だと私は理解するのですが、通産大臣の見解はいかがでしょうか。

○渡部国務大臣 おっしゃるとおりだと思っております。懸命努力をしておるところです。

○岡田(利)委員 経済企画庁長官も、今の通産大臣の答弁で何かつけ加えることがございますか。

○野田国務大臣 産業金融の環境が改善されるような努力をするといことは大変大事なことであると思っております。

ただ、今御指摘がございましたかつてのいわばエクイティーファイナンスによって本場に極めて低いコストで資金が調達できたというのが、今回、これから後、償還だとかいろいろなときに金利のつく形に変わっていくことを考えれば、経営者の頭が痛いといことはよく理解ができますけれども、ある程度の金利コストが伴うということとはやむを得ないことなんだ、やはりそれを前提にした産業活動を考へていかなければならぬということであると思っております。

そこで、株式市場の問題についてやはり大事なことは、基本的には市場機能というものを人為的に強引な形でいろいろやるということとは、かえって健全な株式市場の発展を阻害する要因にはならないか。そういう中で、大事なことは、将来に對する一つの経済のコンフィデンスをどう確立していくかということであり、そして一刻も早く株式市場に対する投資家の信頼感を回復するということである。そういったきめ細かい地道な努力が必要なことではないかと思っております。

○岡田(利)委員 宮澤総理は、既に、株式市場の信頼感を回復すること、同時に活性化する面について指示を出されておるわけですね。どういう検討が進められておるか定かではありませぬけれども、今経企庁長官の言われた言葉からいいうと非常に難しい、対応が難しいものだと思っております。

だがしかし、我が国のファンダメンタルズからいって今、株式市場の正常のあるべき水準、言うなれば理論的株価といえますか、こういう点につ

いて触れて何か述べることでございますか。もし何なら通産大臣でも結構ですが。

○野田国務大臣 私不勉強でして、株価が理論的に今幾らぐらいいいのか、適当なのかということをお願いする段階にはないわけですが、ただ、取引の株数が二億株前後ぐらいて低迷しておるといことはやはり正常ではないといふように見ております。

○岡田(利)委員 いずれにしても、産業の活性化のためにには転換債を本当は株式に転換できると一番いいわけですね。これができないところに問題があるわけでありまして。ですから、そういう意味では無関心ではおられない非常に重大な問題である。ある人は、理論的株価は二万七千円から二万八千円ぐらいの水準かなという、民間のエコノミストが意見も述べておりますけれども、過去の三万八千円なんといことはとてもじゃないけれどもこれはパブルの現象でしょうから、なるほどこういう民間のエコノミストの意見はまあ妥当な線かな、説得力がありますね。そんな感じが私はするのであります。

そういう意味で、宮澤総理の指示というものの、打つべき手があるならば、信頼感の回復はもちろんでありますけれども、きのうのような事件があるとまた信頼感を落としますね。非常に残念なことなんです。いずれにしても、これは非常に重要な経済運営のポイントでありますので、関係大臣の御勉強を特に私はお願いを申し上げておきたい、かように思います。

そこで、経済の見通しの問題については先ほどいろいろ質問がありました。私は、やはり昔から経済の動向というものは景気の悪いときも、いいときも中小企業が一番敏感に反応する。泣いても笑っても目じりにしわが寄るように、中小企業というものは敏感に反応する、こう言われておるのであります。ですから、角度を変えて中小企業のいわゆる景気動向といえますか、この面から判断することも一つの方法じゃないかと思うのですが、通産大臣、我が国の中小企業の景気の現状に

ついてどう御認識を持たれていますか。

○渡部国務大臣 今回の経済の動き、過去に私どもが経験しているものと若干変わっており、普通は地方が不況になってだんだん中央が不況になるということが多いので、今後は東京あるいは名古屋といったような大都市圏が特に非常に強い不況、また大企業と言われる基幹産業、主要産業、これが軒並み減産、減益、そういう中で当然中小企業、下請企業、これに影響しないわけはありませんから、今残念ながら中小企業も売り上げは鈍化するし収益率も減っていく、中央の景気が地方に蔓延していく心配がござい

ます。特に、弱い中小企業は影響するところが多いわけであり、今度も昨年の補正予算でも、厳しい財政の中で中小企業あるいは融資といったような予算を確保するとかあるいは財政投融資を大幅に伸ばすとか、また今御審議をいただいております、中小企業の予算を十一年ぶりの上げ幅で伸ばしていただくとか、あるいは財政投融資によって中小企業関係の金融を確保するとか、きめ細かい中小企業対策を行って、この現在の経済の減速の中でできるだけ中小企業の活力をさらに発展させていくために努力をしてみたいと思います。

○岡田(利)委員 中小企業関係においても新たな景気判断の調査、いわば中小企業景気早期追跡システム、ラビッドサーベイスシステム、RSSですとか、こういう導入を決められたり、景気の後退局面に当たっていかんして迅速に現状を把握するかどうか、今まで一カ月間かかっておった調査を短期間でやるとか、調査対象も逆に百社から四百社にふやす、こういう方向で景気の動向の把握に努めるという新しい方針も出されておるようですね。したがって、今通産大臣から答弁がありましたけれども、中小企業庁長官、こういう方向に調査をさらに前進をさせた意義について承っておきたいと思うのです。

○南学政府委員 お答えいたします。私ども、今大臣がお話いたしましたように、中小企業の対策というのをきめ細かく適時適切に実施していくことが肝要かと思ひまして、昨年、新しい中小企業の簡便な動向調査を実施することにしたしまして、対象数は三百社程度であります。三カ月に一通電話で話を聞いたり、そういう機動的な調査方法で動向をつかむための努力を開始したわけであり、

○岡田(利)委員 経済企画庁も六年ぶりで今度は経済指標の動向指標についての研究会でいろいろ指標の内容について新たな検討をするということ、研究会が発足をするようにも承っております。諸外国の場合と比較して、特に我が国の経済動向の把握のための指標について、何か特段ここで御説明願えるものがございしますか。

○土志田政府委員 お答えいたします。先生御指摘の景気動向指数の問題につきましては、御指摘のとおり専門家の先生をお願いをいたしまして、その採用指標が適当であるかどうか、最近の経済の構造変化等を踏まえてどうかというのを検討を始めていただいております。今お尋ねの諸外国と比べてどうかということ、ごさいますが、基本的な統計につきましては、我が国の統計は非常に精度が高いというようにことが言われております。それから、例えば国民所得統計、GNP関係ですとアメリカあたりは非常に早く出しますが、同時に毎月すぐ変えるというように、正確さを重んじるものから、その点は少し速報性に欠けるというようにございします。

○岡田(利)委員 今日、情報化時代ですからね。民間だつて五十三機関ぐらい、どんな自分たちの経済見通しについて発表するわけですね。政府の方は、もちろん極めて慎重なわけですね。民間の方は、何というか自由闊達に、予測については活性化していますね、物すごく。したがって、景気動向の判断についてもそういう情報がどんどん入りますから、政府が物を言わないとそういう民間の予測について非常に関心を持つという傾向も

あるわけですね。例えば、公定歩合の問題だつてそうでしょう。第三次公定歩合を引き下げた、十二月の末に。そうしたらもう翌日あたりから、正月早々もう一回あるであろう、第四次があるであろうということがだあっと広まるのですね。もう一回あるならばちょっと待とうかというのが当然じゃないでしょうか。特に、日本の経済運営は心理的影響を大きく受ける面があるんだと思うのです。

そういう情報の中で、政府は経済の運営をしなければならぬということをもう覚悟しておかなければならぬのではないのでしょうか。その覚悟なくしては機動的に政策を展開することは難しい時代に入ってきておるといふのが私の認識なんです。パブルの場合でもそうなんです。顕在化しないものがある。なかなかそれは出てこない。いよいよ追い詰められてから出るわけですね。何か政治家の汚職と似ておるわけですが、追い詰められて証拠がないとなかなか物を言わない、そういうことがあるわけですね。こういう私の実感は、大臣の実感と余り変わりはないでしょうか。

○野田国務大臣 若干民間の経済研究機関の予測というものと政府の我々の見通しといふことは、判断というもののタイミングのずれということとはよく指摘される。これはある程度、民間の場合は性格上いわば天気予報で済むわけですから、私どもは天気予報というわけにはいかないし、雨が降るぞというならば傘も用意しておかなきゃならぬということになるわけですから、そういう点で、若干この判断において我々は慎重であつて当然であるし、そうなければならぬと思っております。

ただ、タイミングのずれということについては、大体いろいろな経済指標、もちろん遅いものは三カ月おくれのものもありますが、最近、御案内のとおり、かなり一カ月前の指標、最新の指標をどんどん取り入れて、その指標に基づきただけでなく、実際に年に何回か各地方にまで足を運んで、地方の実態を十分調査をする、あるいは地方経済

の動向を把握をする。さらにまた、一線で経営しておられる産業界の皆さんの皮膚感覚を取り入れる。そういうことを総合的に見ながら実は判断をしておるところでありまして、そういう点で、私は今の認識についてはそれなりの自信を持って国民にお示しを申し上げるという体制になつておることだと思っております。

○岡田(利)委員 資本主義経済というのは、多少パブルというのは側面的にあるものであつて、それが放漫な政策をやると大きくなって破裂をするということになるものだと思うのです。インフレなきということはパブルなきと、こう思えばいいのではないかと私は思うのであります。それだけにこの新しい計画、特に出発点は九二年度でありますから、ここの政策の展開というものはやはり二十一世紀を展望することになるのではないかと私は思うのであります。午後からその点について質問いたしますけれども、一点だけその前に。

我が国は貿易立国である。ガットの問題でもそういうせりふを随分政府も言われておるわけですが、私もそうだと思うのです。ただ、我が国だけではなく、先進国の中では貿易立国の国はあるわけですよ。ヨーロッパなんか典型的なものでしょう、資源がないし。ですから、そういう意味では、我が国以上に貿易立国。今世界で一番輸出の多いのはこれは日本じゃないでしょうか。アメリカでもないのじゃないですか。どこでしょうか。——いいです。一九九〇年の輸出を見れば、ドイツは四千百一億ドル、アメリカは三千九百八十五億ドル、日本は二千八百七十五億ドルじゃないですか。したがって、GNP対比で、ドイツの場合には二七・三%になるわけですね。世界貿易の一割を、輸出の面ではそういうウエイトを占めておるわけですね。なぜこのドイツが摩擦を起こさないで、そう日本みたいにしょっちゅう摩擦を起こしてないのですか。日本は毎年毎年のように貿易摩擦が起きます。そして、経済がちよっと下降きみになると外需依存がばあっと強まっていく。簡単に

う強まって、今年まさしくそういう特徴が出てくるわけですね。そしてまた、アメリカあたりからいろいろ注文がついてくる。やはり経済運営の基本的原則なんですよ。ポリシーなんですよ。それが確立されていないからですよ。日本が一千万ドルも貿易収支が黒字だったから、どこかが一千万ドル赤字になるわけなんですから。幾ら自由貿易とはいえ、地球という一升ますの中で我々は生きていくのでありますから、地球規模で貢献すると言ふならば、そういう立場でも貢献するといふ姿勢、ポリシーがないとこれは解決しないのではないのでしょうか。ここだけを聞いてまた午後につなぎたいと思います。

○野田国務大臣 その点は全く同じ認識でございます。やはり、輸出大国であると同時に輸入大国でもなければならぬ。輸出大国だけであつてはいかぬといふのはまさにそのとおりだと思ふのです。そういう点で、それをマクロ政策だけに依存をするといふことにも限界がある。そういう点で大事なことは、地味なようでありまされども、いろいろな規制緩和なりやはり構造問題を日本においても徹底的にやっていくかなければいかぬ。そのことが結果としては国際的な協調といふことと同時に、また内外価格差問題等の問題について、いわゆる国民に対してもプラスの結果になる、このように思つておるのです。ただ、ブラザ合意前の状況と今日とを比べると、大体経常収支ベースとGNPの対比でいきますと、たしか四・四ぐらいの経常収支の比率があつたのですが、その後大幅な為替の調整があつたといふことから、今おおむね二割弱程度といふような姿になつてきておるといふことは言えると思ひます。しかし、さらに一層輸入拡大といふことに力を入れていかなければならぬ問題であると認識をいたしております。

○渡部国務大臣 今、企画庁長官の方からおおむね申し述べられましたけれども、まさに日本の経済の急激な変化を私今痛感しておるわけですが、かつては、岡田先生も私も若い時代は、輸出促

進、国産愛用、こういうことが国の政策、国是のようである、新聞を見るたびに貿易赤字といふことで、いかに外貨を稼ぐかといふことで必死になつておつたのがついにこの間のような気がいたしますけれども、今やまさに世界の中の日本といふものの経済、これを考えると、私が今一番頭を痛めておるのが一千万ドルの貿易黒字であります。

したがって、私、就任早々から産業界の皆さんに向けて、ビジネス・グローバルパートナーシップ、ぜひ輸入促進に協力をしてほしいといふことを訴え続けておるわけですが、ジェトロといふような機関も、御案内のようにかつては輸出促進のためにできた機関であります。今やまさに輸入促進といふことのために活躍をしておるというところで、やはり日本の経済も生きていかなければならぬし、それは世界の経済の中での調和ある発展でなければならぬといふことで、通商政策を進めてまいりたいと思ひます。

○武蔵委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時二分開議
○武蔵委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡田利春君。
○岡田(利)委員 午前中最後に、ドイツの貿易先進国家としての問題について若干触れたわけでありました。

私は、戦後の日本は、アメリカの物心両面にわたる、また、産業の技術あるいはまた経済的な面においても大変な援助を受けたが経済の再建を果たして来た、そのアメリカの努力に対しては、率直に評価をいたしておるのであります。

ただ、今、日本の経済のかじ取りをする場合に、今でもなおかつアメリカだけを見ておるのはいかなものか。今、我々は二十一世紀を展望する場合に、そろそろこの辺でモデルとはいひませ

なければ、ヨーロッパといふものについて、ヨーロッパの諸国について重大な関心を持たなければならぬ時期に来ているのではないかな、このように私は思ふのであります。

私も一九五四年の年に、ドイツに実は一カ月間いたことがあるわけですね。まだ吉田内閣の時代で、外貨のないころでありました。そういうような関係で、当時の西ドイツの敗戦の中からの復興ぶり、肌をもつて実感しておる一人でもあるわけですね。そしてドイツは、戦後あつた侵略戦争の反省の中から、言うなれば国のこれからの目標を、ナチス・ドイツのあつた反省の中から新しく設定をいたしました。言うなれば経済、政治、すべてがこれからは国民のものではないかなといふ。したがって、福祉豊かな経済社会をつくるために、社会的市場経済の原則に立つてドイツの再建を図る、やはりこういうきちんとした意思統一のもとに出発したように私は思ふのであります。

したがって、ドイツの場合にはフランスやイギリスと違って国営とか、そういう手法はとりませんでした。言うなれば、あくまでも民営という立場で市場経済に経済の基礎を置いてこれを築き上げていく、そういうポリシーを明確に定めて、マニッシャル・プランを受け入れ、ただ手法としては労働者と一緒になつて国を築こう、だから共同決定法という法律が定められ、また経営組織法という法律が定められて労働者の代表も経営に参画をする、独特なそういう制度を築いて今日の経済を築き上げてきた、こういう経過が実はあるのであります。

私はそういう意味で、今回の宮澤さんの生活大國、大國が悪ければ生活先進國家で結構でありますけれども、生活先進國といふならば、やはりドイツといふものについて、ある一定の卑近な目標に置けるのではないかなといふのが私の意見であります。そういう意味で、日本と西ドイツを比較して、我が日本としてもこれからの経済政策を進めていくに当たつて学ぶべきことがあるのではないかなといふのが私の意見なのであります。私の

そういう意見について、経企庁長官はどうお考えでしょうか。

○野田国務大臣 基本的には先生御指摘のドイツがいればお手本といひますか、参考になるという考え方はそのとおりだと思ひます。

ただ、いろいろ経済運営のみならず、やはりいろいろな政治環境、それから、歴史経験の相違、史を見ておると、やはり日本と異なつておる部分もある。そういった点で日本がやますれば、私は大事なポイントだといふ感じがしております。外から見て閉鎖的な印象を与えてしまつておる。そういう点で、ドイツの場合は、あつたヨーロッパ社会の中でお互い攻めたり攻められたり、勝つたり負けたり、ヨーロッパの中での物の移動、資本の移動だけでなくて人の移動といひますか、そういう形では、一時期は別としてかなりそういう国際社会の中において生きていくといふことが国民レベルにおいていわば訓練されてきておるといふことも大事なことであります。日本の場合を考えると、長い歴史の中で比較的純血主義といふと語弊がありますが、そういう一つ一つの住んでいくという経験が乏しいわけでありまして、特にこれから二十一世紀を展望していくと、もちろん外国人労働の話だとかいろいろあると思ひます。我々国内においてもかなり閉鎖社会的な要素が現実には強い、そういう事柄をもどういふふうにかこれを超えていくかといふことも私は非常に大事な課題であるといふふうにしてあります。

○岡田(利)委員 野田長官の御意見に私も同感であります。それだけに戦後処理の問題等も非常にきちつと各般にわたつて処理をして、あの地域社会、国際社会の中でドイツの繁栄を考えていく、そういうところもきちつとやはり整備されておるのも、今述べられた認識の中から出ているのではないかなと思ひます。

ただし、例えば労働時間一つ取り上げてみましても、まさしく労働時間先進大國ドイツ、先進大國ドイツだ、こう言われるぐらい労働時間

は、アメリカあるいはイギリス、フランスを上回って先進的に働く人々のゆとりというものについて考えてきたと思うのです。しかも、労働時間を考える場合に、私、かつて中曽根内閣のときに、中曽根総理大臣に労働時間の短縮を予算委員会でしたことがあるのですが、そのとき中曽根さんはこう言いましたね。労働時間の短縮は大事だけれども、今日日本で一番大事なのは有給休暇を完全に取得させることだ、有給休暇ですね、この取得をさせることであるというのを言ったのですよ。私は、中曽根さんは余りよく知ってないんじゃないかと思いましたがね。有給休暇をとりたくてもとれない状態にある。今日もそうですね。十五日間のうち大体八日間、あとの七日間は全産業平均では残しているという現実態であります。じゃ、中曽根さん、そこまで言うならばイタリーの憲法のように有給休暇をとらせなきゃならない、とらせることが義務だ、このように基準法を改正したらいかげすかと言ったならば、余り明確な答弁がなかった記憶があるのであります。その点、ドイツの場合にはすべてにわたって非常に明確に定められています。これは一週にこまめにはいませんけれども、例えば日曜日はもう働かない、休むという原則がきちと確立されているわけですね。だから、原則じゃないのですよ。日曜日は働くことを厳禁するということなんです。禁止するのですよ。残業については日数、時間を厳しく制限する、そして経営者は残業させた場合にはペナルティーとして七五ないし一〇〇%払う、これもきちと合意として確立しているのですよ。そして労働時間の関係については、平均で年間千六百三十八時間でありまして、特に製造業においては千五百時間なんです。一週三十七ないし三十八時間、これがドイツの労働態様の実態なのであります。日本の話をすると恥ずかしくて話ができない。それで経済大綱だ、経済一流国だと威張っているのですから、よほど無神経な日本人だ、こう言われるのは私はやむを得ないと思うのです。

そういう意味で考えると、日本の場合に有給休暇をとらせるのであるならば、有給休暇は当然とらせなければならぬ。ドイツの場合には有給休暇は六週間ですから、四週間と二週間をそれぞれとめてとらせなきゃならないのですよ。義務なんですよ、これは。だから、経営者は従業員のそういう二週間、四週間の有給休暇をとらせるための番割り、このために一人の人が専門に担当しているという状況なのであります。実は私の子供も一人、バイエルジャパン、バイエルの会社におるわけですから、よくそういう労働態様については私自身も見ておるのであります。

そういう意味で考えますと、この水準まで日本の国の労働態様を持っていくのに、一生懸命やっても何年かかるとお思いでしょうか。渡部通産大臣、どうですか、これ。ドイツ並みに持っていくといったら何年かかるでしょう。

○渡部通産大臣 今、ドイツの話がありました。確かに私も、ドイツの戦後四十七年間、東西が分割された中で今日の繁栄を築いてきた、いろいろ学ばなければならないのでありますけれども、学ばなければならないという反省もこれは学ばうことでもありません。やはり、こういうようなことであってはならないという反省もこれは学ばうことに入ります。ドイツは今先生御指摘のように先進諸国でも最も早く千六百時間という時短を達成した国ということでありまして、先般、私ドイツに寄って、いろいろドイツの経済、これから、苦勞しておられることを話を聞いてまいりまして、全部何もかもドイツのまねをしていいのか、ドイツがこういうふうな抱えている悩み、これはまた我々の反省点になければならぬいなというようにも考えてまいりました。非常にドイツの経済も難しいところに立っておりまして、したがって、今、ドイツのとおり時短をいっただけで進める、こういうことは、今の日本の産業、経済を預かる立場の大臣として残念ながら明確な答えができないことをお許しただきたいと思っております。

○岡田(利)委員 我が国は特に労働時間について一九九二年度中に千八百時間を達成目標とする、これは国際公約でございます。ところが、最近何か言いが変わってきて、千九百時間ちょぼちょぼ、アメリカ並みになんという、これは今世紀かけてというふうなことがちらほら政府の方々から漏れてくるようになってきていることが気がかりであります。経済計画を策定してこれから生活先進国家を築いていくという観点では、そういうばかなことはしないんだと思うのです。公式的にはどうなんですか。労働時間にはどういう目標を設定して今臨もうとしているのでしょうか。

○渡部通産大臣 我が国の時短目標は千八百時間ですから、これに向かってその達成に努力していかねければならないのは当然だろうと思っております。

○野田国務大臣 御指摘のとおり、現在やっております経済計画の中では平成四年度中に千八百時間目標、こういうことでございます。しかし、現実にはどうかと問われれば、率直にこの点は極めて難しい状況にある。

そこで、新しい経済計画の中でもちろんこの点についても十分検討していただかなければならぬ大事な事柄であると思っております。今の段階で何年度を目標に何時間ということは今ここで明確に申し上げることはばかられるわけですが、いままでは、多少今までの過去の歩みを見ると、毎年大体五十時間ずつぐらいは短縮されつつあるというところであります。このテンポがいいのか悪いのか。現在の我々が考えております望ましい姿から見ればテンポが遅いのではないかと。したがって、少なくとも平成四年度の早いうちに、完全週休二日制あるいは四十四時間体制であるとか有給休暇の取得割合を高めていくとか、いろいろな事柄をこれは官民挙げて努力をしていかなければならぬ事柄であると思っております。

○岡田(利)委員 目標を設定してそれに挑戦する場合には、そういう意欲を持つ場合にまた新しい技術革新を生み出すものなんです。不況のときに逆に新しい技術革新が生まれてくる。私はそういう

うことを自分自身の人生の体験を通じて、石炭なんかの場合でも条件がいいと技術革新は進まない、条件が悪いとそれに挑戦して技術革新が進む、そういうことがあるのだと思うのです。したがって、そういう目標を設定してそれを達成するためにどうするかということを考えていく、そういう前向きな姿勢がこの場合には非常に大事だと私は思うのです。

ところが、もう一つ最近後ろ向き発言が聞かれるのは、例えば日本の賃金は非常に高い、アメリカを抜いて今や世界第一位である、今米国は週十・一八ドルだ、日本は十一・七四ドルで一・五六ドル高い、相当な社長さんでもそう言いますし、政府の中でもそういうことを言う方がおるわけです。まことに不恥ずかしい話だと私は言わざるを得ないのであります。最近の労働分配率は、日本が七六・四、アメリカが八〇・八、イギリスが八一・二、そしてドイツは八八・八、こういう労働分配率が出ておるのであります。ちなみに、ドイツと日本の時間当たりの賃金を比較した場合どうなるでしょうか。私の調べたあれでは、一時間当たり総労働費用は、ドイツの場合には十七・五五ドルになるのです。日本の場合には十二・六三ドルです。ドイツが四〇%、四割高いんですよ。時間当たりで見ないで、残業をやらせて、その統計でなおかつ隠れているのはサビス残業だとかあるわけでしょう。そういうものが日本の場合に残されて、しかも時間当たりの賃金で計算してのとおりなのですね。ですから、そういう意味で、日本の労働賃金が高いなどと言っているまことに内実を知らない人間の言うことだということに、残念がらるんだと私は思うのです。

そういう面から考えてまいりますと、今度の春闘も経済の運営に非常に重大な関係があります。これは毎日新聞で何かアンケートをとった中に、通産省の産業政策局長山本幸助さんが答えられている内容があるのですが、私、これは立派だと思っております。例えば、今春闘について最大の争点

題あるいはアメリカ車の販売の問題、いずれも我が国の民間が協力をするという体制になっておりますが、これが確実に実行されて日米双方にどういう経済的な影響が結果として出るでしょうか。そういう試算がございますか。

○渡部国務大臣　これは先ほど先生おっしゃったように、これはアメリカも大事ですし、ECも大事ですし、またアジアの諸国家がさらに大事でありますから、世界経済全体の中で私どもは調和ある発展を図っていかねければなりませんけれども、日米関係がその中で大きなウエートを占めていることは厳粛な事実でございます。

その中で、ある意味で日米の経済というのは世界全体の経済に大きな役割を果たしているわけですから、アメリカもこれから景気の拡大に努力をしていく、また私どもも三・五％の成長を目標にして内需拡大による輸入拡大に努力をしていくということが基本的なスタンスで、その中でいろいろ

るのことが行われておるわけでありますけれども、私は、これは双方の努力によってお互いに掲げた目標は達成されるべきものであり、また達成させるべく努力をしなければならぬし、それから私も、産業、経済を担当する行政官庁としてこれが達成されるように見守ってまいりたいと存じます。

○岡田利委員 今年度は大統領選挙がございま

すけれども、アメリカ経済からは目の離せない状態が続くのではないかと思いますね。過去のアメリカの大統領選挙の場合、景気指数というのは必ず高まるのですね。その反動としてまた二、三年下り坂のカーブを描きますけれども、ことしは違うのじゃないでしょうか。総合指数を見ても先行き指数を見ても、何を見ても下手をしたら失速する、そういう時点を描いているのじゃないでしょうか。大統領選挙があるからアメリカ経済は一・五ないし二％の実質成長をするだろうという過剰な期待は、非常に問題をはらんでいるような気も私はするわけです。

〔委員長退席、和田（貞）委員長代理着席〕

ロツパも大変ですね。しかし、ある程度の成長というものは期待できる。だから国際経済は昨年よりもいい、こう言うのでしょけれども、いいのは日本を含むアジアですね。世界経済の三分の一を占めてこれは確実に上昇の方向でありますから、世界同時不況というものはそういう意味では起きないだろうと思うのですが、だからといって、アメリカの経済の動向は日本経済に非常に大きな影響があるのでありますから、そういう点で、別に野党だからといって今度の措置が原則的に反対だとか何とかということではないのじゃないのです。要するに、そういうことが起きないように我々は経済運営をしなければならぬのだ。そしてまた、余り管理貿易とかで抗弁しなくてもいいような、そういう体制を不断にすることが大事ですよということを申し上げたいのであります。

そこでの、ガット・ウルグアイ・ラウンドの問題で通産省はいち早く、鉱工業の關係ですね、一千品目の関税を撤廃する、なかなか鮮やかですね。だが、問題も残っていますよね。皮革製品とかあるいはまた非鉄金属とか、これもゼロにせいと向こうは言っているのですがなかなかそうはいかないでしょう。例えば、非自由化品目であった皮革はこれを関税化にして、そして六〇%の関税をかけてこれを三分の一を下げる。したがって、三割ダウンをさせるのだ。一挙にゼロにせよということになりますと、ほれ見たことかと、関税ならばそうなりますよということになりかねない。他に与える影響も大きいと思うのですね。

そういう意味で、今そういう政策発表をしましたけれども、通産省所管で、ガット・ウルグアイ・ラウンドで今どういう重要な問題点がまだ残っていますか。いかがでしょう。

○渡部国務大臣 前提として先に申し上げさせていだきたいことは、戦後四十七年、これは自由主義経済によって最も繁栄の恩恵を受けておる国は日本でありますから、今世界の中で地域主義あ

るいは保護主義、自由主義経済の健全な発展を妨げるものもろもろの問題が起つておるときに、我が国は率先してこのウルグアイ・ラウンドを成功させるために努力をしなければならぬ、これは岡田先生にも御理解を賜れることと思いますが、その中でまたお互いそれぞれの利益を持ち、それぞれの国はそれぞれの特色ある産業を持っておるわけでありまして、ガットという場合は、まずスタート台はそれぞれの国が自分たちの利益を主張して頑張っていくわけですが、しかし最終的にはそれらのものを最大公約して一つにしなけければならぬわけでありまして、全部おれの言うとおりにならなければだめだということでは、これは二つの国の話し合いさえまともではありません。非常に多くの国が集まって、それぞれの利害關係のある中で最大公約数を求めていくというのは、これは大変な作業であります、しかしそれを世界のためにも、また日本のためにもやり遂げなければならぬというのが我々の今ウルグアイ・ラウンドに対処する立場ではなからうかと思えます。

そういう中で、自由主義経済の伸展に責任を担っておる通産省としては、可能な範囲でこのウルグアイ・ラウンドを成功させるために積極的な協力をするということが今回の私の考えでございます。

（和田（貞）委員長代理退席、委員長着席）
○岡田（利）委員 問題点がまだ残っているということは事実ですね。これは調整の段階でなかなかデリケートな問題もあると思うのです。私は、評論家的に言いますと、ダンケル事務局長が言うなれば合意案なるものを出す以前と今では随分状況は変わっているのだなと思えます。初めは、まだ国民の前にはどういふ内容かということが明確にされていなかったですね。アメリカあたりは関税化のあれで非公式な数字は出しているようでありましたから、それがスポツトがばあつと当たったのですよ。みんなにわかるようになった。アメリカ

の大統領選挙のさなか、今各団体が、冗談じゃない、ウエバー十二品目どうするのだ、こういう状況でありますし、あるいはまたECの場合には統合を前にしてそれぞれの国の立場もありませんし、また輸出補助金の問題等もあり、これもまた政治的にはそう簡単な状況ではないと思えます。まして米を抱える日本とか韓国、あるいはまたオーストラリア、カナダ、それぞれを見ますと、政治的には非常に複雑な状況がむしろ倍加されていく状況で、見通しは曇り空、薄日じゃなく曇ってきた、雨が降ってきたというような感じなんです、これは見解を聞かない方がいいでしょう、言えないでしようから。私は評論家的にそう見ているのであって、ただ言えることは、極めて慎重に対応すべき問題であって、突出して対応すると過ちを犯すのではないか。こういう私自身の評論家的な意見で恐縮ではありますが、そう思うという気持ちで申し上げてこは終わっておきたい、こう思います。

次に私は、最近の産業構造政策の問題について基本的な問題を承っておきたいと思うのですが、かつての重厚長大が軽薄短小、ハイテク化、サービス化へと産業構造は変わっていく。前川レポートなどもあった。しかし、最近のそれぞれの国々の産業構造等を見たり、アメリカあたりの産業体質なども学んでみたり、また我が国の最近の現状からいえば、造船などは大変な今技術革新に基づいて受注が行われて、来年のファーストワンは造船と重工業でしょう、重機でしょう、これがもうトップでしょう。そういう状況にもうさま変わりしていますね。今はもう経験労働者を集めているのですよ。そして、中小なんというのはもう大手並みの勢いですね。恐らく日本なんというのはもう造船は賃金が高く二重と復興しないのであろう、こう言ってきたわけですね。あるいは不況に問題はありませんけれども、やはり技術革新に基づいて天然繊維を超える化学繊維、合繊が今開発をされる。大変な繊維ルネサンスの時代を迎えているのじゃないかという時代ですね。いわば、そう言われながらもそれでもそこにまだ産業が存在しておった、そして、多角経営でずつとやりながら存在しておったから、そういう状況の中で技術革新をして、不況の中でも技術革新ができて今日のそういう状況を迎えているという典型的な例があるのだと私は思うのです。そして、ここ十年間、二十年間の我が国の産業構造のウエートを調べてみますとそう変わりはないのです。

ただ、通産省の新産業ビジョンというのが内部で検討されて、一応の集約がされているわけですね。これを見ると、二〇一〇年ぐらいになると大分ウエートの変わる数字がその中には見出せるわけでありまして、しかし、そういう研究をすることは非常にいいと思うのですよ。だがしかし、やはり一國の産業経済というものは、素材があつて加工されて、そしてそれが生かされていく、そこに流通がある、そこに暮らしがある、そこにサービスがある、こういう総合的なものだと思うのです。だからそういう意味で、私は余り偏つてしまつと、アメリカのようになつてはいかぬよという意味を込めて、アメリカ経済、産業経済のようなああいふ構造になつてはいけませんよという何か自戒も含めながらこれから我が国の産業構造のあり方について私の考え方を述べているのですが、通産大臣はどうお考えになりますか。

○渡部国務大臣 非常に造船の深いお話を承りました。私も今勉強をしておるところでありますけれども、まあ造船などまさに先生御指摘のようについでの間まで不況産業のシンボルのように言われておつたものが、今基幹産業、これ軒並み減収減益という中で非常に好況な状態にある。まさに、変化するさまざまな要因の中で生きた産業というものを活性化させていくためには、常に新しいビジョンに向かって私どもは立ち向かい、常に技術革新の努力やあるいは設備近代化の努力や、また新しい時代の消費ニーズに対応していかなければならない。

まあアメリカのことについては、先例もありません。

すから私からのコメントは差し控えていただきますけれども、基本的な考え方は、もういつ岡田先生に通産大臣をかわってもらってもいいかなというような感じであります。

○岡田(利)委員 先ほど大臣も触れましたけれども、東京一極集中は正の問題で、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案、これが提出をされておりますし、また中小企業の関係では集積の活性化に関する臨時措置法案が出されておるわけです。我が国の国土の均衡ある発展のためにいろいろな法律が今までも制定されてまいりました。あの池田内閣のときに新産法、新産業都市建設促進法、もう三十一年目になりますね、もう三十年の時間がたちました。農業基本法と大体同じなんです、これは通産省の農業基本法だと私は言っているのですがね。北海道なんかはそのときに四割の面積を一カ所に指定したので、これは四割というところは全国土の一分あるのですよ、北海道の四割というのはそのくらいあるのです。それをただ一カ所だけ指定したのですよ。私よくそのときに佐橋さんが局長で、知っていますけれども、しかしこれなんかはもう一つの総括をしなきゃならぬ時期でしょう。農業基本法は今新しい農業の施策に農林省は検討中ですね。あるいはまた低工法とか、そのときでいいですね。あるいはまた、その後にできたのが田中総理のときの工業再配置法、これは二十年ぐらいいいになりますね。もうそういう法律がずっと出てきておるわけですよ。それで今度またこの地方拠点都市法が出てくるわけです。今地方は、北海道のような場合は一極集中の最たるものでしょう、札幌に四分の一おるのですから、東京以上なんです。それから、これはどこの場合もそういう傾向があるのです。ですから、小さい県に、近いところにつくっても一緒になっちゃおうような感じもしますし、非常に問題も多かろうと思うのです。私はそういう意味で、我が国の国土の均衡ある発展、例えばイギリスのように、戦後イギリスは地方雇用法をつくって工場を、産業配置、企業配置

をする。フランスでは工場再配置法という法律をつくってバリの周辺に集まったのを全部分散したという政策、歴史を持っているわけですね。そういう意味で、我が国の場合には経済の活力をますます生み出すことが先だという先行的施策が行われてきたと思うのですが、この辺で全体的、体系的見直しを考えていくという時期に私は来ているのではないかな、こう思うのです。

中小企業の場合にもそうではないでしょうか。基本法初め、初めは組織法ができて、これも長い歴史があつて三十数年の法律があつて、そのうちに金融関係の法律は、それは金融、別にありますからこれは別として、他の一般的に中小企業の基本法、組織法、そしてまた政策法ですね、これらについてもある程度点検をきちっとしてみる、こういう時期に来ているのではないかなと私は思うのです。いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 今先生のお話を承りながら私の過去のことを思い出しておたのですけれども、私はかつて、農協の組合長を三十年前、大学を出たばかりのときやっておった。この農業基本法ができるのとまさに日本の農業にすばらしい明るい未来ができるように大きな期待を持ったものでございまして。また、今新産業都市の話がありましたが、これもちょうどそのとき、私の県でもいわき市と郡山市というところで新産業都市の誘致運動をやりました。何か新産業都市の指定を受ければそれでいい、私の県がバラ色になるような思いをいたしたことを記憶いたしておりますが、その新産業都市の指定を受けた地域がその後テクノポリスの指定を受ける、今、頭脳立地の指定を受けるというように変化をしております。

ですから、これはもう経済は常に大きく動いておるわけでありまして、行政は常にそれに先行していかねばならぬわけでありまして、今、この国会で先生方に御審議を賜っておる多くの法律、またこれから提出して御審議をいただくことと準備しているものも、まさに今の先生の御趣旨に沿った、例えば二十年前ぐらいは、我々

地方の者にとつては工場の地方分散、もう工場さえ来てくれればということに期待感を持ったわけですが、それだけでも、まあ今では、やはり業務機能、そういうものも持ってきていただかなければ若者たちが魅力を持って地域に定着しない。あるいはまた、今までの地場産業や伝統産業をもう一遍見直して、いわばふるさと創生の経済版をやるべきでないかとか、また、今いみじくも一極集中の問題で札幌の話が出てまいりましたけれども、私もこの間まで自治大臣として四十七都道府県、三千三百の市町村を見ておりました。東京一極集中と同時にそれぞれの地域においてまた一極集中の問題が起つております。そういう中で、狭い国土の中で、一〇%を超える世界の工業国の日本が、先ほどからも段々御議論がありまして、この豊かな空間を求めてゆとりある生活というものを考えれば、やはり経済、情報、あるいは若者たちの勉強する場、文化の場、こういうものが広く北は北海道から南は九州、沖縄まで均衡ある分散が行われ、発展が行われなければならないと思います。また中小企業も日本の四十七年間の経済を支えてきた非常に重要な中で、今また新しく活力を求めて生きていかなければならない転換期にかかっておりますので、まさに先生御指摘のように、今過去を振り返りながら、二十一世紀、さらにその先の未来を展望しながら経済政策は常に新しく改革を進めていかなければならないものと思っております。

○岡田(利)委員 政策は先行させ、そして展開された政策はフォローアップしていく。そのためには体系も整備するものは整備していく、こういう気持ちも込められての私は御答弁ではないか、かように存じます。

時間が増えてまいりましたが、エネルギーと環境の問題を最後にお尋ねしたいと思うのです。

来年、一九九三年は、ちょうど石油というOPECと非OPECが逆転する、またOPECの方が生産が多くなるのです。来年はそういうク

ロスする年であるわけです。やはり石油情勢というものは今価格は低位に推移をしておりますけれども、ずんずんタイトになっていくことだけは間違いないと思っております。特に我々の自由諸国内では北海油田、今の生産規模でいくともう五、六年ぐらいいく枯渇するのでしょうか。アメリカは十年ぐらい、日本とソ連は今の生産量でいけば十三年ぐらい、こう言われておるわけですね。しかも私は、このエネルギーの消費量というのは、軍拡競争の時代から世界が経済競争の時代に入つたのですから、エネルギー消費も高まると思つたのです。特に、発展途上国の場合には、かつて日本と同じように新炭類がそのエネルギー源になつて、世界の木材資源の半分はエネルギー、薪炭として消費されているというのが現状であつて、これもまた環境問題と重大な関連があるのであります。そして、我々先進国は、ソ連を含めると油で六七%程度消費をしております。したがって炭酸ガスの排出も非常に高いわけです。その最たるものは、アメリカが世界の四分の一の油を使つて、エネルギーを使って、そして排出するCO₂も、大体二四・四%アメリカ一國で排出しているのです。ですから、このアメリカの協力なくしてCO₂の対策は不可能なわけですね。日本は幸い優等生であるという状況であります。

残念ながら、けさの報道では、第五回の折衝は前にする排出量の一九九〇年レベルで抑えるというところが合意に至らなかったわけですね。しかし、日本としては、主導的にこの合意のために努力をするという発言を今日まで繰り返してきたわけでありまして、当然その姿勢を堅持して最後まで努力をされるんだと思うのです。その点について、今日の状況とこれからの姿勢についてお話をいただきたいと思います。

○渡部国務大臣 私はかねがね申し上げておるのですけれども、今私どもが未来に向かって、政策努力というものの大きな課題が国際貢献とこの地球環境の問題である。環境問題について今お話が

ありましたけれども、我々は、振り返れば、間違いないく石油を使って今日の繁栄を築き上げてまいりました。しかし第一次オイルショック、第二次オイルショックという反省の中で、省エネルギーあるいはまた環境をできるだけ汚さないためのクリーンエネルギー、こういった面の努力を一生懸命やってまいった成果は今先生から御指摘のあったとおりでありますけれども、世界に果たすべき日本の国際貢献の大きな柱は、今日の日本の技術をおくれば発展していかなければならない途上国の皆さん方に技術移転をすることかいろいろ活用しながら、世界が南北の問題があるとき、まだ工業のおくれでおる国々の人たちに今までのままおれというわけにはいかないわけでありまして、開発途上国の皆さん方も豊かな生活を求めてこれから工業化を進めていく、そういう中で美しい地球をどうして守ってこれを我々の子孫に残していくかということについて、日本は積極的な貢献をしていかなければなりません。幸いに、私の先輩の竹下登さん、大変に今熱心に頑張っておられますので、いずれアメリカも我々の考え方に理解を示してくれると思いますので、世界が協調して地球環境の保全のために、さらに我々の経済も発展させながら地球を守っていくという、ある意味では二律背反するものを両立させるために私どもは努めてまいりたいと思います。

○岡田(利)委員 これから我が国のエネルギー政策は国民の意識の変革が伴わないとならないと私は思います。そういう意味で、エネルギー問題についてはふだんから多くの情報を流し、そしてこれに対する協力、また国自体としても常に資源循環型の経済政策をこれから進めるといふ視点もより一層強く持っていかなければならぬのではないかと、このように私は思います。同時に、世界のエネルギーも有限でありますから、例えば石油ですと中近東に七〇％ある。我々の依存度も非常に高いのですけれども、量的にはアメリカの方がまだ高いわけですからね。そういう点で集中をしている。石炭に関しては、中国とソ連に大体七十数

％、これは集中しているわけですから、賦存量は。しかし、一番長い年数をもって二百三十年ぐらいのライフがある。天然ガスの場合には、ソ連一國だけで約四〇％あるわけですね。もう今の状態で日本もどんどんたいいていますと、西側の天然ガスは枯渇しますよ。そういう大きな、グローバルな視点から対ソ問題をも考えなければならぬのではないのでしょうか。やはりそういう大きな次元で我々是对ソ問題も考え、そして日本はど一番ポジションのいいところにいる先進国はないわけですね。私、しばしば極東をずっと歩くのですけれども、今極東どこを歩いても、サハリンへ行こうと、あるいはウラジオストクへ行こうと、あるいはハバロフスクへ行こうと、中国の労働力がもうどこへ行っても多いですね。これは出稼ぎじゃないですよ、中国の場合には、商品借款のような形で労働力が出ていくんですね。そして決済をするわけですね。農業でも農場を持ってやっているわけですね。そういうのが非常に顕著に目立つのであります。

そしてロシア連邦、一億四千六百万人ぐらいいるのでしようけれども、極東には八百万人足らずです。それから、実際おる人口というのは、資源は膨大であります。ウラルから越えてもそう大した人口じゃないのであります。五千万人ぐらいじゃないでしょうか、南西アジアを除くと。そういう意味で労働力は不足だ。しかし中国の労働力が存在している、資源はロシア連邦の中にある、我が国はテクノロジーがある、技術がある、お金もあるという意味で、環日本海経済圏というのはこれから未知なる世界で、果てしなくとは言いまされけれども、大きく発展できる条件があると私は思います。そして、そこに朝鮮半島の南北和解が成立して日本と北朝鮮との国交が回復をする。当然朝鮮半島も参入してくるということになっていくでしょう。ですから、そういう大きな経済発展、相互協力のフィールドというものが存在をいたしているわけですね。

ついては、いろいろなものを乗り越えて我が国は積極的に対応するということが必要だ。もちろんロシアの状況はまだいろいろな不安定な要素がありますから見定めなければならぬこともあるでしょう。しかし、もう沿岸の民間の経済団体は今積極的に対応していますね。そういう意味で、渡部通産大臣の環日本海経済圏構想に対する、何か夢ではなくして、一つの抱負をお聞かせ願って私の質問を終わりたいと思います。

○渡部通産大臣 通産省は、私の前任の中尾大臣の当時から対ソ支援については極めて積極的な姿勢を示してまいりました。その後ソ連邦の崩壊、また今新生ロシア共和国の建設と、いろいろ情勢は変化しておりますけれども、しかしそういう中で、先生御指摘のとおり、極東、これはモスクワよりも日本からはるかに短く距離でありまして、私も、やはり隣の国である新生ロシア共和国が新しい自由主義を求めて世界のために役立つ国に発展してもらいたい、そういう願いを込めて通産省でも十八億ドルの貿易保険、あるいは先般は中小企業庁長官を派遣して、あの国は中小企業に非常に興味を持っておりまして、何しろ七十年自由主義経済というものに遠ざかってきた国がこれから新しく生きようというところでありますから、経営ノウハウの問題もありませんし、それから技術の問題もありませんし、そういうものできる限りお役に立たなければならぬと考えて今勉強をさせていただいておるところであります。それはまさに先生御指摘のように、かつては日本海沿岸地域は裏日本という有名な前で呼ばれておったわけでありまして、これから中国北部、朝鮮半島、さらに極東というものの日本の経済交流が盛んになることによって、まさに日本海は、表日本というところと極端かもしれませんが、まさにこれは国際社会の変化の中でも二十一世紀日本海時代来るといふような未来の展望を私は持っており、これはまた我が国の権衡ある国土の発展にとっても、また新生ロシア共和国が立派にこれから国づくりをしていくために

も、また中国との友好、また朝鮮半島との友好を積極的に進める我が国の平和、安全という、まさに一石二鳥、三鳥の役割を果たすものでありますから、私は先生と全く同じ考え方でこれから日本海に新しい経済の未来を見出すべく努力してまいりたいと思います。

○岡田(利)委員 どうもありがとうございます。○武藤委員長 森本晃司君。○森本委員 ことしになってさらに世界情勢、殊にまた世界の経済の動きも激しくなっております。両大臣におきましては、国際経済、国際情勢の大きな変化の中で、殊に通産大臣におかれましては、年頭より日米関係の問題でいろいろと御心労をいただきました。日米あるいはまたEC諸国との問題、さらに、今も話が出ておりましたけれども、旧ソ連との問題、そしてさらに、発展途上国への我が国の果たさなければならぬ国際貢献、経済的な役割、大変な課題を抱えているところでもあります。

一方、国内におきましては、昨日経企庁長官から景気の後退宣言をされましたように、長い間続いてまいりました我が国の経済も、ここにバブル経済が崩壊して大変厳しい状況になってきた。こういった中で両大臣の、生活者のための政治を実現するための役割、同時にまた国際的な役割、これは非常に重要なものであると思うと同時に、御苦勞を察するところでございます。また通産大臣には、極めて私的でございまして、新年早々、私の住まいする札幌市へブッシュ大統領とともにお見えいただきました、大変寒い中ではございましたが、御苦勞さまでございました。そういった前提の中で、両大臣にきょうは私の方からいろいろと質問をさせていただきたいと思うところでございます。まず、経済企画庁長官にお伺いしたいわけですが、政府の景況判断、いつもおけるとよく周りから言われるわけでございますけれども、去年の十月の月例経済報告では拡大基調にあ

る、さらにまた、十一月の月例報告においてやっと、緩やかに減速しつつある、ちょっとわかりにくい言葉でございましたけれども、そういう表現がされ、そしてきのうの月例経済報告で、政府は初めて景気後退宣言をされたわけでございます。最初に申し上げましたように、我が国の産業界ではそういった点はもう早くも肌で感じておりまして、なぜまだ政府は景気は後退に入っていないかというのを言わないのであろうか。非常にうがった見方の中では、この予算を何とか通さなければならぬために、大蔵省、いろいろな問題があったのだということが一部報告されているようでありましかれども、経済動向の判断を誤ってしまうと大変なことになる。山のとき谷のときの曲がり角、これは非常に判断の大事なときであると言われておりますし、先年バブル経済を呼び起こしたのも、政府の景気の判断の切りかえ時の誤りがあったのではないかとこのように指摘されておりますが、こういった点について、経済企画庁長官、基準を見直そうではないかという声まで上がっているようでありましかれども、いかがでございますか。

○野田国務大臣 現在の経済の認識については、御案内のとおりに既に昨日の月例会議に報告をしたとおりでございます。

昨秋以来、毎月報告の表現を少しずつ実は変えてきておるといふところは御指摘のとおりであります。それはやはりそのときどきの時点における情勢認識を織り込んで表現を変えてきておるわけでありましかれども、特にこのところいわれる鉱工業生産と在庫の関係などについて、かなり生産の低下、それに対して在庫の積み上がりというような状況をとらえて今回の表現というようにしたわけでございます。

多少、産業界の一端の方々の業況判断のタイミングのずれの話がよく指摘されます。その点では確かに業界の皆さん、産業界の皆さんは毎日毎日のそういう企業活動の中で実感として感じておられることだろうとは思いますが、私どもやはり経済の情勢を冷静に分析する必要がある。それ

には少なくとも客観的なデータというものをやはり基礎とする必要があるのは当然であります。しかし同時に、極力最新時点でのそういう一線で活躍しておられる方々の業況判断なども取り入れて、そのときどきに適した認識をお示しをする必要がある。同時に、ただその認識表現を申し上げるというだけでなく、問題は、やはり経済というものは一方では生き物でもあるわけですから、かなり企業マインドというものがその後の先行きの企業活動あるいは経済運営にも影響するわけでありましかれども、多少経済の実態と企業マインドとの間にやや下振れ感があるのではないかとこのことは感じております。

大事なこととは、問題は、今どうかということももちろん大事であります。同時に本年これから先行きどういふうなことを念頭に置いて判断をするかということでもあります。その点については先ほども申し上げたのですけれども、悲観材料ばかりがあるわけではもちろんありません。そういった中で、私も、後ほど多分御質問があるうかと思ひますが、幾つかの明るい兆しもあるわけでありまして、そういったものも念頭に置かなければいけないし、同時に少なくともこれはタイムリーに必要な手を当然政府としても打っていかねければならぬ、こういった政策努力をも念頭に置いてやっていかねばならぬことであると思っております。

なお、いわゆる景気の山と谷がいつであるかという点についてはよく御質問があるのです。しかし、私は率直に言って経済政策は必ずしも山と谷の判断がいつであるかということから決まってくるのではないと思っております。むしろこれはもう少し後になっていろいろな幾つかのデータ、客観的ないろいろなデータを実は学問的、技術的に検討して山と谷を決定すればいいことであって、少なくともそれよりも足元の経済がどうなるかという水準にあるかということの方が大事なことであって、経済政策というものはむしろその点に重点を置いて判断をしていかなければなら

ぬと思っております。

○森本委員 先ほども企画庁長官おっしゃっていましたが、企業家と違つて政府というのは慎重に判断をしなければならぬんだ、そういった状況は非常によくわかりますし、今もまた冷静に分析して客観的なデータが要するということはおっしゃっていますが、同時にやはり国民経済を動かしていくんですから、タイムリーな判断もより必要ではないか。ちなみに言われるそういった政府の判断が遅きに過ぎたのではないか、そういったずれができるだけ少なくなるようにどうぞ今後とも努力していただきたいと思ひます。

そこで、きょうの所信表明の中にもございましたが、実質経済成長率は三・五％になると見込まれるというふうにお話ございました。景気後退宣言をされた今も三・五％は変わらないという見方をされているのかどうか。三・五％の実現というのとは国民の生活の安定、さらにまた中小企業の安定を図る上でも極めて重要であります。さらに、国際的に見まして今や日米首脳会談あるいはG7の国際的公約にもなっているわけですから、この実現を是非でもしなければならぬ。ところが、民間の見方、大方のデータは、ごく一部だけを除きまして経済成長率に対しては非常に厳しい見方でございます。二から三％ぐらいではないかというふうな見方があります。景気後退宣言を昨日された経済企画庁長官、三・五％は達成できるか否か、お伺いしたいと思います。

○野田国務大臣 御指摘のとおり、来年度の経済成長率の見通し三・五の達成について民間からいろいろなお話が出ておることは承知をいたしております。しかし、大抵民間の皆さんは、いわば政策努力を織り込まない姿での判断をしておられるというところも一つあると思ひます。特に、昨年の暮れに行いましたいわゆる財政面、金融面からのいろいろな政策努力の織り込み前の話が多かったようにも実は思ひます。

私ども、そういった減速感を認識をし、そういった意味で御案内のとおり昨年の暮れに補正

予算、それに伴う財投の追加、そして現在御審議をいただいております平成四年度の本予算、特にこの平成四年度の本予算においては国債の追加発行額であつたりあるいは公共事業系統の大幅な伸びであったり、かなり思い切った景気に対する配慮を加えた予算編成をいたしております。

しかし、残念ながらこの財政面からの手当てというものが、よくこういう例えをしているのですが、財政面からの業は調合はしたけれどもまだ飲んでいないという状況にあるわけでありましかれども、一刻も早くこの業を飲ませてやらなければいけない。そのためには一刻も早くこの予算がまず通過をさせていただいて、そして極力速やかにそれが執行に移せる体制をつくっていかねばいけない、このように認識をいたしておるわけでありましかれども、御案内のとおり昨年の暮れに公定歩合の引き下げがございました。もちろん財政、金融両面において今後においてもタイムリーに手を打っていくということが大事なことであると認識をいたしております。

そして同時に、幾つか私どもが成長率の上で大事な要素について考えておりますことを申し上げますと、一つは個人消費の先行きの動向でございますが、この点は物価がまず安定しておるといふこと、そしてさらに雇用者数の伸び、こういったものに支えられて、個人消費のいわゆるフロー面においての環境はいいのではないかと、堅調な姿で推移するのではないか。あるいはまた住宅投資についてのもこのところ減少傾向に下げどまりの傾向が出ておるし、特にこのところ住宅関連金利が大幅に低下をしております、かなりの動向が見られる兆しもある。あるいは公共投資が基本的なかなりの下支え効果がある。これは特に国のみならず財投機関あるいは地方財政も総合的にかなり下支え効果が出てくる。これが早く執行されることによってその効果も早く出てくる。

そして問題は、もう一つ大事な要素であります設備投資というものについて、確かにこのところ

決算期を前にして経営者のマインドが非常に冷えておる。来年度の設備投資計画についてもかなり弱気な見方が多々あることは事実であります。しかし、一方ではこのところの金利の低下傾向、そしてまた同時に、いわゆる労働時間の短縮、こういうようなところから、省力化・合理化投資を、必ずしも企業の収益改善ということには大きな寄与をするものではないけれども、そういう意味での独立投資がある。これはやらざるを得ない、そういう意味での底がたさというものは一方であるわけであります。

そうしたことをもろもろ勘案してまいりますと、私どもは、来年度の経済見通し三・五％の達成ということとは射程距離の範囲内にあるし、そしてそれに向けてさらなる努力をしていかなきゃならぬ。そのためにはもちろん政府におけるタイムリーな手を打っていくということも大事であります。同時にまた、実際の経済を一線で担っている、ただいております企業経営者の皆さんが、そういう先行きに対する明るいコンフィデンスを持ってもらうこと、そしてまた消費者の皆さんも、堅実な消費ということでもありますけれども、少なくとも経済の先行きについての明るい展望を持っていたくことによつて消費マインドということも大きく落ち込まないような経済運営をしていかなければならぬ、このように考えておるわけであります。

○森本委員　ただいま長官のお話を伺いまして、予算の早期成立が必要だというお話でございませう。業を調査したけれども早く飲めるようにして、もらいたいというところでございますけれども、調査した人たちの手が汚れているのではないだろうか、まずそこをきちんとすべきではないかというところで今日まで予算も延びているわけでございまして、決して予算を先送りすることによって日本の国民経済を悪化させようという気持ちは全くありません。むしろ、真剣にこういった景気回復のための予算成立については努力をしていかなければならないと思っているところでございませう。

す。予算が成立した後のことでございますけれども、総合的経済政策を手を打っていただいてやっていただかなければならないと思います。

そこで、先ほど長官の話の中にもありましたけれども、その経済政策の一つの、これは暫定予算はほぼ必至ではないかと今思われているところでございますから、そういった流れの中で長官の方で明るい材料もあるからとおっしゃいましたけれども、確かに設備投資でも明るい材料があるようでもあります、思われるものもあります。それは二十日の新聞にも載っておりましたが、電力九社は設備投資を六％強上積み、東電、中部電力とも最高、電力設備の投資は景気刺激剤になるのではないかと。この記事を見て私もそう思っているわけでございますけれども、こういった例えば電力設備、これは予算の成り行き状況等々にもよってまいりますが、国の予算がすぐにそうはいかないとなると、そういった電力設備の投資の前倒しも依頼していかないかなければならないのではないだろうかというふうに思います。さらにまた、公共事業の前倒しをもやっていたかなければならないと思うのですが、その辺の見解はいかがでございましょうか。

○野田国務大臣　今の場で、公共事業執行の前倒しについて具体的に申し上げるのは若干はばかれるところでありますけれども、基本的には先ほど申し上げましたとおり、現在の景気的情勢を案観視しておるわけではございません。非常に慎重にこの事態の推移を判断しながら、タイムリーに手を打っていかねければならぬと考えておるわけであります。電力関係の投資は、根っこが大きいだけにかなり大きなそういう意味での効果を及ぼすものだとか期待をいたしております。

○森本委員　先ほど長官の方からちょっと話が出ましたけれども、きのうきょうの新聞を見てまいりますと、経済界、産業界の人たちから公定歩合会の第四次引き下げをすべきではないかという強い要望が出ております。また、通産大臣が日銀の総裁にそういった要請をされたというようなニュースも伺ったのですが、両大臣の公定歩合引き下げ

に対する見解をお伺いしたいと思います。

○渡部国務大臣　景氣について、森本先生大変御心配をちょうだいしております。私も全く同じ考えで、昨年の十一月通産大臣に就任してまず最初に思いをいたしたのがこの点で、私は公定歩合の引き下げ、できるだけ早く、できるだけ大幅にと引き上げを行われ、かなりこれは実勢貸出金利に今反映しつゝあると思っておりますけれども、きのうの経済閣僚会議において経済企画庁からも御報告があったように、残念ながらまだ、この減速経済にストップをかけて景氣に活力をもたすためには必ずしも十分ということにもなっていない。

また一方、公定歩合の引き下げという説がこれに先行しておりますから、これに対する期待感でかえって逆に設備投資を企業は控える、あるいは住宅を建てようという人が、これはもっと下がるならそれまで待とうかというようなことになってもらいけないので、やるならば一日も早く思い切つて行われた方が望ましいという考えを私は記者会見等で申し上げましたけれども、言うまでもありません、これは日銀の専管事項でありますから、それ以上のことは私から申し上げることを差し控えさせていただきます。

○野田国務大臣　今最後に通産大臣おっしゃいましたとおり、公定歩合と解散はうそをついてもいい

なければならぬという認識は同じことではないか
 と思っております。

○森本委員 通産省では、当面の景気対策としては、企業による在庫調整が極めて大事だということで、その在庫調整を促されたという報道をけさ見たところでございますが、いずれにしても、昨年の秋ごろから生産、出荷、在庫動向の変化が目立っておりまして、製品在庫が積み重なり本格的な在庫調整過程に入っていると思われるところであります。

きのつも通産大臣が次官とともに総理にいろいろと報告をされた。そして「企業の在庫調整も長引きそうで、景気の先行きにも懸念がある」という棚橋次官らの見解があったというふうに報道されております。

在庫調整終了時期の判断というのは、極めて重要でありますし、その終了の時期をめぐっては民間金融機関では非常に厳しい見方をしている。ある金融機関では、在庫調整の早期完了は期待できないので、七月―九月くらいにずれ込むのではないかとということですが、あるいは七月―九月からさらに十月―十二月まで在庫調整完了がずれ込むのではないかとというような意見があります。きのう総理といういろいろとお話をされました、報告されました大臣、そして通産省は、在庫調整を促すというのは大体いつをめどにされているのでしょうか。

○渡部国務大臣　きのう月例経済閣僚会議で、景気についての通産省としてとるべき私の考え方は申し上げました。

なお この考え方にのっとって通産省はいろいろ努力をいたしております。それらの詳細については棚橋次官、産政局長等が総理に報告をしたわけで、私自身は、総理と事務次官以下の職員の話の中に入っておりません。ただ、私も内閣の一員であり、また通産省の皆様は私の指揮下にあるわけでありまして、考え方が皆同じであることは当然であります。やはり経済の実態に触れてお

いづれにいたしましても、日本の経済を支えているのは中小企業であるわけですが、景気が後退いたしますと真^ま先に影響を受けてくるのは中小企業であります。そこで、その中小企業に対して、来年度の官公需の中小企業向け発注については、こういった後退期に入^いった以上特段の配慮をすべきではないだろうかとは私は思うところであります。通産省は近く、平成四年度の中小企業向け官公需の事業内容について各省庁にヒアリングをされることになるかと思いますが、中小企業向け契約目標、平成三年度は三九・八％でありましたが、現下の中小企業を環境を考えればこれを上回るようにしなければならぬのではないだろうか

質の面でありますが、金利の低下につきまして、貸し出し基準金利を政府系中小企業金融機関について、二月三日から六・六％から六％に引き下げるなどの努力をいたしているところであります。こうした金利引き下げにつきましては、周知徹底を中小企業者に図るためにいろいろな手段を通じてPRを行っているところであります。

イツから、ガットの精神に反するのだ、排他的な二国間の取り決めだとする声がありますが、自由貿易を標榜する日本としてこういった批判にどう対処していくのか、お答え願いたいと思います。

○渡部国務大臣 さきの日米首脳会談、成功をさせなければならぬということ、自動車業界の皆さん方が自主的な判断でいわゆるアクションプログラムと言われるものを提出していただいたわけでありますけれども、これはもとより通産省、日本の産業界を行政指導しておるわけでありまして、また、日米首脳会談という中で民間の皆さん方が行われたことでありますから、これはもとより管理貿易とかガット違反というものではありません。

うとされているのか、伺いたいと思います。

○熊野政府委員　アメリカにおいていろいろな議員とかの中から総量規制を含む考え方等がいろいろ提案されていることは事実でありますけれども、総量規制の考え方と申しますのはいわば現地での生産の規制を含むものでございます。これは、その現地の生産をやる企業の資本の国籍による差別を意味するわけでありますから、この差別はやってはいけないという国際的な考え方、いわば内国民待遇という考え方に反するものでございます。そういう意味において、私どもといたしましてはこういう考え方は国際ルールから見て適正なものとは考えておりません。

他方、我が国自動車業界におきましては、先ほど来大臣からる御説明申し上げておりますように、日米間あるいは日欧間、世界の自動車産業との共存共栄の観点が大変重要だと思っております。そういう観点から、従来から、節度ある輸出、生産の現地化、あるいは販売とか技術面といった多方面にわたる協力、それから現地に進出した場合には、例えばアメリカに進出して現地生産を行う場合には、アメリカ製の部品購入の拡大、同様にヨーロッパに進出した場合にはヨーロッパにおいてその現地の部品企業の部品をできるだけ購入する等、さまざまな努力を各企業がやっているとあります。政府といたしましては、そういう努力を引き続き奨励してまいりましますし、それからこういう各企業の努力がさらに充実されたものになっていることを強く期待しているものでございます。それで、こういう努力を続けていくことによりまして、先ほど先生から御指摘のあったような総量規制的な動きとかあるいはその他の保護主義的な動きが抑制されることを期待をしております。

○森本委員 次に、エネ庁の方に電源特会の問題について伺いをしたいと思います。
経済成長に伴いまして電力の需要は大きく伸びてまいりました。それで、需要が伸びればそれに伴って電源開発促進税の収入も膨張し続けているわけがあります。

電源開発促進税、実は私も何人かの人にこういった税金は皆さん払っているんですよと言っても、どこでどう払っているんでしょうかということ、女房にも電力代の中にそういうのが含まれているんだというふうに言ったら、領収証持っていないで、いやいやそこには何も書いてないですよ、電力料金の請求書、領収証の中には、消費税は入っているけれども、ほかに税は入っていないよということございまして、これは確かに消費者が一人一人納めるのではなく事業者が納めるものですから、その中には入っていないわけでありまして、確かに一人一人の消費者が支払っており、私たちの血税でこの電源開発促進税というものを納めているということは、これは間違いないこととあります。

それで、販売電気電力千キロワットにつき四百四十五円納めている。そしてこの税の目的は、原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進するための財政上の措置及び石油に代替するエネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気に電源開発促進税を課す、こういった目的であります。これはほとんど一般の人には知られていない税の徴収がされているわけでありまして、これは非常に年々伸びております。しかも、これを財源とした電源特会は、通産省の一般予算はシーリングの関係で一・六％しか伸びていないわけでありましてけれども、電源特会は今年も六・四％伸びているということが言えます。

そこで御尋ねしたいのですが、電源立地勘定の歳入の中、税収で入るのはどれだけの額か、そして剰余金は一体どれだけの額か、ちょっと伺いたいと思います。

○山本(貞)政府委員 お答えいたします。
平成三年度の数字がわかりやすいと思いますので申し上げますと、税収が千七百七十三億八千二百円、それから、前年度剰余金受け入れが六百九十三億六千七百円、そのほか雑収入が二十一億六千五百円ございます。

以上でございます。
○森本委員 今回の場合は剰余金が七百九十八億円と解してよろしいのでしょうか。それで、この剰余金というのが慢性的になってはいませんか、どうか、どうですか。

○山本(貞)政府委員 平成四年度の数字は、前年度剰余金受け入れは七百七十三億八千二百円でございます。今先生慢性的とおっしゃいましたが、今の前年度剰余金受け入れの数字を過去四年間ちょっと申し上げますと、平成元年度が四百六十億七千五百円、平成二年度が五百九十四億八千

九百万、平成三年度が六百九十三億六千七百円、平成四年度が七百七十三億八千二百円でございます。

○森本委員 これだけの剰余金、こう毎年あるわけでございますけれども、そして、考えてみますと、これは過剰徴収ではないかというふうな疑問がわいてくるわけでございますけれども、その点はどうですか。

○山本(貞)政府委員 この数年の電源立地の促進という電源立地の状況が想定より少しくれておりまして、確かに先生の御指摘のようにここ数年間剰余が生じております。ただ、これからの、特に夏のピーク対策、それから電気需要の増大ということを考えますと、それから現地の最近の状況を考えますと、電源立地の促進を進めなければいけないし、かつ私どもとしてはこれから原子力、それからLNG火力、石炭火力を中心に進めたいと思っております。そういう意味で、現時点で今申し上げましたような剰余金を抱えておりますが、この剰余金の額も、先ほど申しましたが、やはり年々増分が減っておりますという状況でございます。

今後私どもとしては、近い将来均衡するというか、あるいは必要な税率と、現在において若干の余裕はあるが近い将来すぐ必要になる、あるいは今の剰余金を食いつぶす事態になるという想定をしております。

(和田(貞)委員長代理退席、委員長着席)
○森本委員 いずれにしても、こういった剰余金がいままでも続いているという状況は決して好ましい状況ではないと考えられるわけでありまして、そういう剰余金があるのならば、本来ならば、それを使う人たちに税率を下げてやるべきではないかという点も今回は指摘をさせていただきます。

同時に、もう一つの勘定であります、電源多様化勘定の中で非常に不適切だと思われるのがありまして、確かに、電源多様化勘定でいろいろと、サンシャイン計画とかいろいろなものがありまして、工業技術院の大型プロジェクトの中に、果た

してこれがその目的に合っており、電力を推進するための技術開発に使われているのだろうか、これは一体どういう関係があるのかわからないかと思われるものがあります。大型プロジェクトは八つあるわけでありまして、ちょっと時間がたつたので一つ一つ申し上げませんが、その中の五つは、どう考えても余り電源開発と電源多様化に役立つどころか、電源関連の、電力関連の技術開発とはとても言えないものがあるように考えているのです。それはどうですか。

○石原(義)政府委員 私ども工業技術院の行っております大型プロジェクト制度の中には、先生御指摘のように、超先端加工システムほか四つのプロジェクトにつきまして電源多様化勘定の財源を充てて研究を実施しております。

これらのプロジェクトは、基礎研究にかかわる経費は一般会計で予算措置をしております。発電効率の高いガスタービン用の材料の研究開発等、電源の多様化に資する研究開発にかかる経費を電源多様化勘定で予算措置をして研究しているところでございます。今後とも、電源の多様化に有用な技術の研究開発を効率的に推進していきたい、そういうふうに考えております。

○森本委員 きょう時間がありませんから一つ一つ申し上げられませんが、いずれ機会を見て、こういった電源特会の構造的な問題それから大型プロジェクトに対するその使い方等々についてはお尋ねをさせていただきますかと思っております。

いずれにいたしましても、電源特会是非常に大きな伸びを示しております。せっかく集まった税金だからどこかに使おうとか流用しようとか、そういう考え方でやるのは好ましくないということとを私は今回指摘しておきまして、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

総務庁お見えいただいているでしょうか。——済みません。これは商工とも関係のある問題で、殊に人権にも、それから地場産業、殊に部落産業に関係のある問題でございますから、総務庁に反

省を促す意味でもここで取り上げをさせていた
きたいと思うところであります。

総務庁は「統計調査を安全に行うために」とい
うことで「統計調査員安全対策マニュアル」を発
行されまして、全国の市町村の統計調査員に調査
員用として配付されました。同時にもう一つ、調
査員の方々が持つ「調査員手帳」というのを配付
されているようでありますが、まず最初にお伺い
したいと思えます。これはどれほどの部数を配付
されたのでしょうか。それと、調査員は大体何人
ぐらいいますか。

○大戸説明員 お答えいたします。

「統計調査員安全対策マニュアル」につきまし
て総務庁統計局から配付した分はおよそ二万
九千部でございますが、経常調査員用等々とい
まして二万部、それから、社会生活基本調査用
として七千六百部等でございます。

それで、調査員の数でございますけれども、こ
れはいろいろな調査でやっておりますが、経済調
査の調査員の数というのが現在のところでおおよ
七千人、それから社会生活基本調査、昨年の十月
に行ったものであります。それが六千五百人ぐ
らいということでございます。

○森本委員 そこで、総務庁がこのマニュアルを
発行された中を点検させていただきますと、六
ページ「避けましょう ハイヒールやサンダル」
「ハイヒールや足の不安定なサンダルは、転ん
でけがをしやすくなります。活動的ではありません
ので避けてください」というぐあい書いてあり
ます。さらに、二十七ページの「転倒・転落」と
いうところに「予防方法」「ハイヒールや足の
不安定なサンダルは、転んでけがをしやすいの
で避けましょう」という表現が使われています。

さらに、「調査員手帳」の中を見ますと、九ペー
ジ「避けましょう・華美な服装や装身具・過度の
化粧や香水・ハイヒールやサンダル」というふう
に書かれてあります。これはマニュアルとして特
に意図的にお書きになったというわけではござい
ませんけれども、この産業に携わっている人たち

にとりますと、このマニュアル、あたかもサン
ダルは危険な履物であるかのような印象を与えて
しまう。こういったマニュアルが全国に配られるの
です。私は、極めて不意意ではないだろうかと思
うのです。

私の奈良県は、東京、静岡と、サンダルの三大
産地であります。サンダル業界の人からいろいろ
意見を聞きますと、こういうものを政府が配って
くれるということとは私たちにとても非常に冷たい
しわざではないか、また、さもなくとも、今サン
ダル業界、私の方の奈良県の生産額一億を見ま
すと、五十年と今とを比べますと半分以下になっ
ている。非常に厳しい中でサンダル業界の人たちが

一生懸命、また、部落産業として会館を建てたり
しながら一生懸命PRをし、また、その発展向上
に努めている人たちにこれは傷をつけてしまうこ
とになってしまっているのではないだろうかというふう
に私は思います。私のところへも、こういったこ
とに対する憤りを持った抗議書が、総務庁に送っ
た抗議書が届いております。総務庁もこういった
点についてどのように反省されるのか、そして、
このマニュアルや手帳についてどのような処置を
されるのか、その点を伺いたいと思います。

同時に、これはサンダルのイメージをダウンさ
せてサンダル業界に大きな打撃を与えるだけでは
なく、部落産業と小零細企業への冷淡な政府の態
度だと受けとめられかねないと思います。あわせ
て通産大臣の御意見もお伺いしたいと思います。

○大戸説明員 先ほどの、総務庁からお配りした
部数でございますけれども、およそ二万八千部と
訂正させていただきます。

このマニュアルは、平成二年の国勢調査におき
まして統計調査員が殺害されるという非常に残念
な事件がございまして、それ以降調査員の安全対
策を充実強化しなくてはならないということで作
成したものでございます。その中で調査員の事故
等を分析してみますと、調査員が調査活動中に転
倒したり、転落したりという事故が割合として多
いものですから、そういうことでハイヒールや足

元の不安定なサンダルは避けてくださいというよ
うな記述をしたものでございます。

しかしながら、先生御指摘のとおり業界団体等
から、サンダル業界が非常に厳しい現状にあると
いうこと、それから「安全対策マニュアル」の記
述がサンダルのイメージダウンにつながるのでは
ないかというおそれがあるというような御指摘が
ございまして、これを受けまして当局では、既に
都道府県等に対して「安全対策マニュアル」
の回収を指示いたしまして、現在鋭意回収いたし
ておるところでございます。

それから、「調査員手帳」でございますが、こ
れは調査員が既に使っておりますので、スケジュ
ール等書き込みもございしますので、その御指摘の部
分につきましては、訂正部分をシールとして張り込
んで訂正させていただきますという方法をとりまし
て、既にそれを送付いたしまして訂正していただ
いております。

いずれにしても、統計調査員の安全対策に
つきましては不断に行う必要がございしますので、
御指摘のような点を十分に踏まえまして、新たな
「安全対策マニュアル」を作成し、これも配付し
たところでございます。

○渡部国務大臣 今政府委員からも反省の答弁が
あったようでありますけれども、サンダル産業を
所管する通産省として、先生御指摘の問題は、ま
さに極めて不適切な表現であった。これは反省を
しなければならぬと思います。今早速これは回
収して廃棄するというところでございますので、サ
ンダル産業は奈良、大阪、静岡等における極めて
重要な地場産業であり、また中小企業でもあり、
私ども中小企業の振興、地場産業の振興、これは
通産省の重要な施策でございしますので、今後そ
うなことのないように適切に対応してまいりた
いと存じます。

○森本委員 今部落差別撤廃に向けた取り組みが
国民運動としての広がりをみせているときでござ
います。地場産業の育成、中小企業の育成とい
う観点からも考えて、今後こういったことについ

ては大いに注意を払ってやってもらいたいと思
います。と同時に、こういった問題が今回は総務庁
でございすけれども、数年前には郵政省でサン
ダルを履くとか何と三流だとかいったような発言が
あったような話もあります。そして、これは今は
通産省の管轄であるからというので通産省は御認
識いただいたと思うのですが、他省庁へもどう
ぞ、これは政府全体の問題としてこういったこと
については今後注意を払い、さらにそういった産
業に携わる人たちをもっと育てる意味で反
省を上げていただかなければならないことを最後に
申し上げます。

○武藤委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 まず、大臣にお尋ねをいたしま
す。

大臣は、先ほどの所信表明で、ウルグアイ・ラ
ウンドの最終文書を「五年間に及ぶ交渉の成
果」と評価し、「今後これを基礎として、同ラウ
ンドの成功裏終結に向け、交渉に全力を挙げて取
り組んでまいります」と決意を表明されました。この
発言をそのまま受け取りますと、最終文書案は、
基本的に我が国が受け入れることのできる内容とい
うことになりませんが、我が国には米の関税化とい
う決定的に受け入れられない問題があり、通産
関係でも、ルール分野やサービス分野等に問題が
あることが既に明らかにされております。アメリ
カやEC各国とも、自国の主張を明確に押し出し
ており、もしそれが受け入れられなければこのラ
ウンドがまとまらなくてもやむを得ないとの態度
であります。日本も自国の立場をもっと強力に主
張するのが当然ではないでしょうか。とりわけ前
国会でも私が指摘したように、大臣自身がさきの
総選挙で米自由化反対を公約しておられるわけ
であります。閣内において米の関税化阻止など日本
の主張を貫徹するためにもっと積極的に努力すべ
きではないか、基本的な問題をお尋ねいたしま
す。

○岡松政府委員 自由貿易体制の維持強化のため
には、ウルグアイ・ラウンドの早期成功裏の妥結
が不可欠であるというふうに考えておりました。

そのことがいろいろな社会問題まで引き起こして
おるといふ状況に対応するには、余りにもま
だるつこいのではないかと申すのです。私は
もつと緊急対策が必要ではないかというふう
に考えますし、その一番のポイントというの
は、新日鉄など高炉メーカーにもつと引き
取り量をふやすように要請すべきではないか
というふうな考えです。

○坂本(吉)政府委員 御指摘の点につきま
しては、一つの問題としてあり得ることであ
ろうかと思ひますけれども、しかしながら、
現実の粗鋼の生産は、これはもう小沢委員
よく御承知のところでございますけれども、
やはりつづつております品種構成あるいは
品質全体をどう管理していくかという問題、
それから製鋼技術の問題、こういうこと
もございまして、直ちに、従来までの鉄鉄
とくず鉄との配合比を急速に変えるという
ことは言へばなかなか実施が難しいところ
でございます。そういう意味で、私もいたし
ましても、できるだけ早いことが高炉にお
いて考へられるように思ふ気持ちはあるの
でございますけれども、高炉の方ではまた一
方、所内で発生するくず鉄、鋼材くずと申
しますか、そういうものをずっと使っており
まして、むしろ余剰が生じてこれをよそに
売っているというふうな事態もあるもので
ございまして、今市場に出回っております
くず鉄をすぐに持ってきて使えということ
は、なかなか現実には難しいという実態
もあらうかと存じます。

○小沢(和)委員 私もそんなに急激な、く
ず鉄の使用量をふやして転炉などの操業の
状況を一変させるべきだといふようなむ
ちゃくちゃなことを言っているわけじゃ
ないんです。

先ほど私が持ち出してまいりました上田
議員に対する政府の答弁書を見ますと、製
鋼技術、品質管理、品種構成等の関係で
くず鉄使用比率一割弱がほぼ限界という
ふうな述べております。しかし、この一割
という数字を前提にしても、高炉メーカ
ーは現在一割ぎりぎりまでスクラップを
使

用しておらないのではないんですか。高
炉メーカーは現在スクラップを何%ぐらい
使用しているのか、ちょっとおしやってみ
て下さい。

○坂本(吉)政府委員 お答え申し上げます。
手元の資料で、製鋼用原料消費量にお
ける鉄鉄の配合比の推移を見てみますと、
年により月によつてややフラクチュエー
ションがあるのでございますけれども、一
番最近時点の平成三年十一月で、鉄鉄を
九三・五%、したがって残り六・五%を
くず鉄を使っているという状況にございま
す。なお、傾向的にはやや鉄鉄の配合比が、
ごく微量ではございますけれども減つてい
る、すなわちくず鉄の使用量がほんの少
しずつ上向いているという傾向にあるう
かと存じます。

○小沢(和)委員 今の数字を伺つても、
大体技術的には一割ぐらい、一〇%ぐらい
が限度だと思つて、あなたの方の言ひを
前提にしても、まだ三%くらいは余裕が
あるといふことになるのじゃありませんか。
だから、高炉メーカーの年産量という
のを考へてみれば、わずかに一%という
ふうな数量になるわけであつて、三%とい
うことになれば七十万トンとか八十万ト
ンという数量になるわけであつて、原料
としての歩どまりを考へたらもうと大
きな数字になる。だから、これは市場に
も非常に大きな影響を与える。今の窮
状を打開する上では、高炉メーカーに
してはみれば、ちよつとやるといふ程度
だけれども、このくず鉄市況にとつては
非常に大きな影響を与えるといふこと
になるんじゃないかと思ふのですが、どう
ですか。

○坂本(吉)政府委員 お答え申し上げます。
確かに小沢委員の御指摘、理論的には
そういう計算が成り立つものと思ひます
けれども、これはもう釈迦に説法でござ
います。やはり製鋼技術あるいは品種構
成その他は長い歴史の上に現在のものを
つくり上げていっているという生産サイ
ドの事情もございまして、急にドラスチ
ックな変化をするといふことは、実
際問題そんなに簡単ではないといふ
ふうな思つております。

ただ、御指摘のようなこともございま
すし、できるだけ現在の生産工程でその
くず鉄の使用比率というものをもう少し
上げられないものか。それは、例えば
空き缶という、社会的にも大きな影
響のあるものについては、少し実験
的にこれを使つてみるというふうな
ことも各高炉メーカーで考へて
もらつておるといふ実情にございま
す。

○小沢(和)委員 その空き缶といふのは
私も新聞で見ましたけれども、たしか
何百トンというふうな話だったの
じゃないですか。私がお願いしてい
るのは、二百万トンあるいはそれ
以上ぐらひは何とかしませんかとい
う話だから大分けたが違ふので
す。

それで、あなたが言われますように、
今鉄が減産の傾向にあるといふことも
もちろん私は承知しております。だ
から、海外から貴重なお金を出し
て鉄鉱石を買ひ入れて、それで操
業する分をちよつと抑えてでも
このくず鉄をもう少し入れるとい
うふうなこともこのくず鉄技術に
は十分可能、だからそういうふう
な要請をしただろうか、そうす
れば減産の体制のもとでも十分
考えられるんじゃないかと私は思
ひますが、いかがですか。

○坂本(吉)政府委員 お答え申し上げます。
現在、高炉メーカーに要請をいた
しまして実験的にやつてもらつて
おります部分は、ちよつと定かな
数字ではございせんが、八千トン
とか何かなそれぐらひのところ
までは持つてきてもらつてい
るわけにございまして、これを、
それによつて生ずる製錬工程の
技術的な問題がなければもう少
し引き上げていくといふことは
可能であらうと存じます。

ただ、小沢委員の御指摘のよう
な二百万トンとかといふような
数字にまで持つていくのはな
かなか難しいかと存じます。今
のようなオーダーではなくて
数量をふやせるだらう、こんな
ふうな思つております。また、
鉄源協会におきまして、やはり
基本的

には市場におきましてくず鉄が
余つてくるような構造に、い
よいよ我が国もそういう構造
に入つてまいりまして、い
ずれの先進国も廃車あるいは
家電製品のくずと申します
が、その使用済みの製品が
あふれてくるような傾向に
ございまして、我が国も
そういう構造的な問題を
踏まえまして、やはり
これを輸出するといふこと
も含めまして、鉄源協
会は通日、二月の中ごろ
から二十一日まで東南
アジアの数カ国を回つて
まいりまして、輸出の
可能性を打診いたしました。
当該国からは、輸入に
関心があるといふた
ような兆候もございま
して、私もいたしま
しては、単に景気の
サイクルで発生する
くず鉄問題のみならず、
もつと構造的に我が
国の鉄鋼及びくず鉄
市場において生じて
いる問題にもある
程度取り組んでい
かねばならない
と、こんなふう
に関係者に要請
をいたしている
ところでございま
す。

○小沢(和)委員 私は、今非常に
控へ目に申し上げたつもり
なんです。技術的に一割が
限界といふことは、私も
そんなことはないとい
うふうに確信をしてお
ります。

私自身は新日鉄八幡の出身であ
りますけれども、今製鋼工
場で働いている友人たち
にいろいろ聞いてみま
すと、高炉の調子が悪
くて溶銑が足りない
ところまで落として、
その分スクラップやあ
るいは冷銑なども入
れてやつてゐる。だ
から、そういう点では、
これはもう相当に弾
力的にやれるとい
うのが今の技術の
水準じゃないですか。
それから、私は外
国のこともちよつと
調べてみたのです
けれども、フランス
などでは、高炉メ
ーカーは三〇%ぐ
らひの転炉の方
でもくず鉄を使
用しているとい
う話も聞いてお
ります。

そういう意味では、技術的に
見る限りもつと
もつと引き取りを要請
できるはずだと私は
思ふのです。だから、
その点についても
つと研究をして、
高炉メーカーに
対して厳しく引き
取りをふやす
ように指導して
いただくとい
ふことを私は
この機会に
お願いをして
おきたいと思
ひます。

時間も余りありませんので、次の問題に移りたいと思います。

私の地元、福岡県北九州市若松区沖の白島に今石油公団が建設中の石油備蓄基地の問題であります。この建設に着手して三年目の一九八七年二月に、住民が心配していたとおり冬の大雪で完成直前の防波堤が大損害を受けました。その後、公団はこれを補強して引き続き今工事を続行しておりますが、住民の不安と不信は依然として根強いものがあります。

きょうは、主としてシーバースと配管橋の問題でお尋ねをいたしたいと思います。この建設については今消防法に基づく安全審査が行われており、その許可が出なければ着工できないというように聞いておりますが、審査の現状と見通しはいかがでしょうか。

○細川政府委員 御質問の消防法におきます許可申請、その審査の状況でございますが、これは私もよりは、その地元で行われておりますので、私の方からここでその状況を御答弁申し上げます。この場合はシーバースと配管橋とを一体的に設計して、シーバース、配管橋に係ります事業の進捗状況ということでお答えさせていただきます。

シーバース、配管橋工事の実施のため必要な手続のうち港法と港則法に係ります手続につきましては既に終了をいたしております。現在残ります消防法に係ります手続、すなわち白島備蓄基地が現在許可申請中でございます。その消防法の許可が得られ次第、シーバース、配管橋の工事の発注を行います。平成四年度に鉄鋼製やぐらといえます。ジャケットの製作を実施して、平成五年度が現地掘えつけという予定になっておるといふように理解をいたしております。

○小沢和委員 きょう、私が当局を呼んでこの点についてお話を伺った、年度内にもその許可が下ることを期待しているというふうなお話があったのですけれども、それはもう間違いないわけでしょうか。

○細川政府委員 そのように理解いたしております。

○小沢(和)委員 それで消防法の関係は私にはわかりませんが、そのような危険物の取り扱いについて審査をパスしても、それだけで住民は安心できないと思います。先ほども申し上げたように、百年に一度の大波を受けても大丈夫と聞かされて防波堤が崩壊したという事実が聞かれています。だからこの経験から、泊地から八百メートルも送油管を海上に突き出してその先にシーバースをつければ、防波堤などよりはるかに危ないのではないかとこのことをみんなが心配しております。その後、配管橋とシーバースの強度を大幅に上げる手直しをしたと聞いておりますけれども、その後の安全性のチェックはどうなっているのでしょうか。

○細川政府委員 被災後でございますが、シーバース前面の設計波を五・六メートルから七・七メートルに見直しながされておりました。これに伴いましてシーバース及び配管橋といった構造物につきまして設計の見直しがなされることになったわけでございます。

具体的に申し上げますと、ローディングプラットフォームなど、各構造物のデッキの高さをかさ上げをすること、ジャケットの部材の管径、肉厚及びくいの根入れ長、すなわち深く入れる長さですけれども、それを変更いたしまして強度を増すことになっております。加えて、いわばソフトラブの面から申し上げます。工事の安全確保、海上工事期間の短縮の観点から、白島石油備蓄基地のような外洋型シーバースに最も適しております。ジャケット工法を採用すること、的確な気象、海象予測に基づきまして静穏な期間を選び施工することになっております。加えて、学識経験者などから成ります白島石油備蓄基地施工対策管理委員会を設置をいたしております。これは新たに設置したわけでございますが、各年度の施工計画とその実施状況につきまして

現場の調査を含めた確認をいただいております。このこと安全面の手当てをいたしております。

○小沢(和)委員 きょう伺ったところでは、現在海底や岩盤の状況を調査して、それに基づく工事の内容の変更の届け出などを行っているというふう聞いております。これを私は届け出というふうには聞いていたのですけれども、先ほども申し上げたように現地のそういう不安などを聞いた場合、その工法の変更、手直しなどによっていよいよ安全が間違いない保証できるかどうかということについて十分にチェックをしてから受理をする。同じ届け出といっても、機械的にばっか受け取るのか、それともそういう十分な吟味をしてからそれを受け取るのかということは大変な違いだと思っております。現場のそういう不安、現地のそういう不安というのを考えた場合、この届け出の受理については慎重に十分吟味をした上で受理をいただきたいと思います。私はそこまで済まなければ、消防法の手続がクリアしたといっても、これも含めて最終的に手続が終了しなければ白島の最終的なゴーサインは出たことにならないのじゃないかと思うのですが、最後にその点、もう一度お尋ねをして終わりたいと思います。

○細川政府委員 御指摘の調査あるいは測量といえますが、現地の調査でございますが、若干誤解があるかと思っておりますので、その事情を申し上げます。昨年、平成三年の九月から十月にかけて海底地盤の深さ測量のための音波探査が行われております。加えて、平成三年十月にボーリングを一本してございまして、これは岩盤の調査でございますが、それに基づきまして昨年の十一月に、消防法ではなくて港法の許可申請変更手続、届け出がなされたということでございます。

○武蔵委員 川端達夫君。

○川端委員 大臣、長官、大変御苦労までございませう。よろしく願いました。

も折り返しを迎えるということで、マスコミも含めて初めて景気後退を政府が認めたというふうな報道もきょうされておりますけれども、先ほどの所信でもお触れいただきましたけれども、改めて、非常に国民にとっても大事な景気の動向のことでございますので、経企庁長官の方から現時点での経済動向の御認識とこれからの展望についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

〔委員長退席、和田(貞)委員長代理着席〕
○野田国務大臣 多少正確に申し上げたいと思いますが、我が国経済につきましては、需要面では、個人消費は基調として堅調である、住宅建設は減少傾向にあるけれども下げどまりの動きが見られる、設備投資は総じて根強いものの伸びが鈍化をしております。一方で、産業面を見ますと、在庫は増加傾向にあり、鉱工業生産は弱含み、一進一退で推移をしております。企業収益という面で見ますと総じて減少しておるわけでありまして、水準を見ると依然として高い水準にある。企業の業況判断を見ますと減速感が広まっております。雇用面について見ますと、有効求人倍率がやや低下はいたしておりますものの、労働力需給は引き締まり基調で推移をしております。こういう概況でございます。これを総括して申し上げますと、「我が国経済は、景気の減速感が広まっており、インフレなき持続可能な成長経路に移行する調整過程にある」ということが言えると思っております。

○川端委員 そういう御認識で御発表いただいたわけですが、実際の産業の現場を担当していただいております通産大臣としてはその部分、まあ内閣の発表ですけれども同じことであらば同じなのだと思いますが、改めて御認識をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか、大臣。

○渡部国務大臣 産業の情勢認識については、ただいま長官が答弁したと同様でございますが、私どもの官庁はその産業を進展させていかなければならない所管官庁としての対応策というものにつ

いはは私に積極的な意見を持っております。

○川端委員　きのうの報告でも、例えば先月の経企庁の月例報告では、「我が国経済は、これまでの拡大テンポがこのところ減速し、インフレなき持続可能な成長経路に移行する調整過程にある。」それで今月になりますと、その「拡大」という言葉が初めてなくなったということ、我が国経済は、景気の減速感が広まっており、インフレなき持続可能な成長経路に移行する調整過程にある。」ということ、調整過程にある」というふうな表現をされているわけですが、実際私なんか各いろいろな地域の経営の実務に携わっておられる皆さんと、いろいろな意見交換をさせていただいたり、あるいは非常に身近ないわゆる一般の生活という部分でタクシに乗ったり料理飲食業のところの実態等々を見ますと、相当やはり不況感というのと、不況というものが深く浸透しているのではないかな、安定成長に移行する過程という認識と少し違うのではないかなというのを実感として持っております。

そういう中で、きのうからきょうにかけても、その発表を受けてマスコミを通じていろいろな各界の方々もそれぞれのコメントを載せておられるわけですが、総じて言いますと、表現として、一つは果たして現在が調整段階なのか、もう一つは年内というより早い秋ぐらいから回復基調に入るということの見通しなのだろうかということに関していろいろな御意見を言っておられます。

例えば、報道を經由したことで恐縮でございますが、平岩経団連会長、二十五日の経団連理事会で最近の景気実態について、「景気の実態はマクロの統計で判断した政府の見方よりはるかに悪化している」との認識を示した。あるいは鈴木野村総研理事長は、「景気の減速感が広まっており、インフレなき持続可能な成長経路に移行する調整過程にある」との現状判断は甘い。これでは、実質経済成長率三・五～四％程度の巡航速度の成長路線へ向けて、これから軟着陸するかのような見解だ。しかし現状は、いったん軟着陸に失

敗して突っ込み過ぎ、今夏以降、その路線への浮上を目指している段階と言える。」というふうなことを言っておられます。また、きのうですか経企庁の事務次官の「製品や原材料の在庫調整が一九九二年四月六月期には終わり、七月以降に景気は拡大する」というふうなコメントが報じられているわけですが、産業界では、「在庫調整が夏に終わるほど、現状は生やさしいものではない。まだ、出口が見えない」等々、異口同音にそういう甘いものではないという認識をお持ちであるということではないか。大体妥当だという報道が、いろいろ採したのですけれども載っていないですね。

もう一つは、やはりその今日の、きのう時点の現状認識自体が、一つは甘いということと同時に、遅いのではないか。例えば去年の八月の月例報告で経企庁は、日本経済は内需が堅調に推移し、拡大局面にあると判断をされておられるですけれども、この時点でも、わかつてはデータとして六月までのデータで、新設の住宅着工戸数は八月月連続減少しているとか、あるいは鉱工業の生産指数が一一・三月、四～六月連続マイナスイナスとかいうふうな数字が出てくる中で堅調に推移し拡大局面にあるということ、昨年末にようやく景気動向指数がゼロになって初めて調整段階というふうな表現が出てきたという部分では若干甘いのではないか、遅いのではないか。きょうの新聞でも、新日鉄の今井副社長「政府の見解は、経済界の認識に一致したという点で、一歩前進ではあるが、遅すぎる認識だ」、自動車関係では、「政府の見解は遅きに失した」、電機業界、「不況感が企業、消費者の全般に浸透しつつある状況で、不況感はず年夏から出ていた。事態はすでに政府の観測よりはるかに深刻化している」等々、枚挙にいとまのない報道がきょうはされています。一月の発表のときには、閣議後の記者会見でも、閣内でもいろいろと、それ、ちょっと甘過ぎるのと違うというふうなコメントが記者会見でされた閣僚もあるやうに報道をされました。非常に難しい局面であると

いうことの一つのあらわれではあるとは思いますが、こういう難しいときが非常に重要な役目を持つていて報告でもございます。そういう意味で、今言いました、同じことになるかもしれないが、甘い、あるいは遅いというふうな報道が山のように今日されておられるわけですが、それを受けてどのような御所感をお持ちでしょうか、長官。

〔和田（員）委員長代理退席、委員長着席〕
○野田国務大臣　政府の現状認識が甘い、遅いというふうな印象が、産業界、毎日毎日経営の前線をやっておられる方々からすればそういう印象があるということとは甘んじてお受けをしたいと思います。

少なくとも私も、やはり冷静な分析も必要である。それから、いわゆる好景気というときでも一月、二月の単独の指標だけで見るとかなり上下に変動、ぶれておるわけでありまして、したがって、そういう基調的な変化というものをどうとらえるかということについてはやはりそういう冷静な分析というものが必要である。それで、その分析をするに当たって、極力最新のデータを加味しながら、そしてまた一線で経済を担っておられる方々の言うならば皮膚感覚といいますが、そういうものをも十分吸収しながら判断をしていくということになるわけでありまして、そういう点でどうしてもそのときどきの鋭角的な判断の上下変動ということは避けなければならぬ。そういう意味で、一線をやっておられる方々から見れば、特にこういう景気的情勢が減速傾向にある局面においてどうしても政府の方が後追いの印象になるということ、私は避けがたいことであると思っております。ただ、問題は現状判断をするだけであって、放しということにはいかないわけでありまして、そういう現状判断によって、じゃ、どういような対応を考えるかということの方がより大事なことでありと我々は実は考えております。

そして、現在の景気の現状認識について言えば、景気の実態よりも経営者のマインドの方が下

振れをしておるのではないかとことも言えるのではないかな。これはやはり過去の高い、いわば過熱ぎみの成長時代との落差感がかなり大きいわけでありまして、特に今御指摘のありましたそのよって来る事柄が、いわゆるバブル崩壊といいますが、そういった今までかつて経験をしたことのないような要素においてこういう現象が生じておる情勢に今あるということも一つあると思えます。そこに加えて、家電系統といいますが、半導体、エレクトロニクス産業系統においても、やわいわ循環論といいますが、飽和感みたいなものもあり、多少メーカーと消費者の間のミスマッチ的な要素も少なくはない。そういったことから、いわば耐久消費財、特にそういう電気製品系統が消費が伸び悩んでおる。若干幾つかの要素が絡み合っておるだろうと思えます。

そこで、やはりもう一つ感じますのは、特に昨年の夏ごろ、あるいは証券、あるいは金融、そういったものについていろいろな不祥事がありました。それで、その反省ということ、いろいろな取引を公正な姿に持っていくということは非常に大事なことであり、そして市場に対する信頼感、投資家の信頼感であったり、そういったものを回復するということは非常に大事なことでありますけれども、あるいは、振子子でいっておるという姿よりも、やや私は、振り子でいえば反対に振れておるというようなことも今の状況は多少影響をしておるのではないかと、いうふうに見ておるわけでありまして。

○川端委員　こういう批判は甘んじて受けるとおっしゃいましたので言いますが、マインドというものは非常に重要な配慮が必要だということ、これは事実だと思います。それと同時に、冷静な判断という部分ももちろん非常に大切だと思えます。ただ、正確な期そうという部分で、統計資料に基づく判断という部分では、当然ながら時間がかかる。今日時点において果たしていかなる景気を上回っていたのかというのはいかなる景気

したたないとわからない。厳密に言えばこれはもう政治の領域ではなくてエコノミストの領域ではないか、こういう部分の一つの要素というのがバックボーンにある側面は否定はできないと思います。

ただ、長官も今お触れになりましたように、政府が経済動向を把握しているという本来の趣旨はやはり迅速かつ適切な、的確にその流れ、トレンドを把握することによって、政府としてとるべき対応に遅滞なきことのために必要になってくるのではないかと、いろいろに思うわけです。そういう部分で、少し、いろいろな統計指標が一、二カ月おくれるという分は仕方ないかもしれないが、現場の実態という部分にしているいろいろな御努力はいただいていると思うのですが、何か今のままいきますと、こういう非常に景気の不透明感あるいは減速感、不況感という中で、政府のいろいろなこういうものが余り当てにならないというふうなことがあってはいけないと思うのです。

それと、公定歩合の引き下げでもいろいろな議論があるのは承知をいたしておりますが、予算あるいはこれからの景気対策というものがオフショールによる今調整期間に入つたという認識のもとでの経済対策、景気対策というものと、やはり相当な事態になってきているという中で認識での対策というのは当然違うというふうに思います。そういう意味では、なおの工夫をしたいと思います。かように考える次第でありますし、マインドを非常に配慮していただくという部分は今の部分では難しい、対策を早目に打つという部分では、余り早目にやると本当に不況かなというところがあるというのは、御苦労は多いと思うのですが、ただ、きょうの日経新聞に、なぜ後退判断がおくれたかというふうな記事が、これは憶測というか、その記事ですからあれですけども、いわゆる「景気が後退局面に入つた」との見方では民間エコノミストの間で昨年中にはばコンセンサスできていた。政府の「景気後退」判断が二月末

までずれ込んだのはなぜか。こんな解説記事が載っておりまして、要約しますと「統計が経済の動きよりも一、二カ月遅れて出てくることを考えると、判断が遅れてもやむを得ないという」部分もある、しかし、これは大蔵省がいろいろやつたんだと、「九二年度予算の編成前に政府として「景気後退」という判断を示すと、テコ入れ型の予算を組まなければならなくなる」「しかし、二月の月例経済報告での「後退宣言」ならば、「公共事業予算が執行できないと景気をさらに悪くしかねない」と早期予算成立を促す武器になった。」「こういう判断をやつたんだと非常にうかつた記事が載っておりまして、しかし、今の状況だと、こういうことに何か説得力を与えるような雰囲気はなにもあらずではないかな。そういう部分で、いろいろな角度で技術的な部分、情報スピードの早い時期であります、いろいろな統計的な部分を含めて、トレンドの察知とか、適切な部分のアクションというのは今以上に御努力をいただきたというふうに思います。

○野田国務大臣 いろいろな解説記事、私も目を通しておりますが、その一つ一つとやかく言うつもりはありません。ただ、この減速傾向ということに私も十分留意をして、そこで御案内のとおり、昨年の補正予算あるいは現在御審議中の平成四年度予算についてはかなり思い切った景気配慮型の予算編成をしたところであります。もう中身について細々申し上げませんけれども、かなり思い切った配慮の予算であるということをとって見ていただければ、政府としてどういう認識をしておたかというところは御理解をいただけることであるだろうと思っております。

なお、もう一つは、特に生産の方が弱含み、一進一退である、しかし、在庫の方がまだ積み上がっているという状況ですね、その辺を私どもは今回は特によく留意をしたということがポイントであると思っております。

ただ、今マインドという御指摘がありましたけれども、私どもは、やはりあくまでこの種の経済運営というのは、余り大変だ、大変だという浮き足立つたような印象になるということとはかえってマインドの上でよくないんじゃないか。やはり冷静な対応ということ、そして的確な措置というところが両方相まって一つのコンフィデンスをつくり上げていくんだと考えておるわけでありまして、そういう意味では、この先行きについて、あるいはまた後ほど御質疑があるかと思いますが、私も、明るい材料もあるわけでありまして、そういった点で我々もさらなる努力をして、よりアップ・ツー・デットといえますか、判断を的確にし、そしてまた的確な対応をしていかなければならぬと思っております。

○川端委員 どうぞよろしく申し上げます。時間が限られておりますので次に移ります。

そういうかなり減速あるいは後退期の経済という中で、やはり影響を一番ダイレクトに受けるのは中小企業ではないか、現にそうだというふうに思います。そういう中で、現在審議されております今年度予算の中でも中小企業対策費というのは、前回も頑張ってくださいとお願いをしていたのですが、多々ますます弁ずでありますから欲を言えば切りがないのですが、相当頑張っていたという部分の評価をさせていただきたいというふうに思います。

そういう中で、いろいろな金融公庫、国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫等々中小企業向けのいわゆる金融施策ということで御支援をいただいている部分も予算ですから一定の枠があるわけですが、こういう不況感の出できたような状況の中では、やはりその当時の金利とかに、公定歩合なんかという部分の変動ももちろんこれからあると思いますが、無利子とか定期の長期融資が行われるというふうな部分に関しては、例えば財源確保のために中小企業対策費、そういうたぐいのものに関してはシーリングというものの枠から外すけれども、機動的な対策を予算の中でとって

くという体制、仕組みをぜひともにお考えをいただきたいというふうに思いますが、御所見を中小企業庁長官にお願いをしたいと思います。

○南学政府委員 先生の温かいお言葉で日本全体の中小企業者も大変喜んでおられると思いますが、政府全体の方針としてマイナスイーリング方式というのがございまして、我々はそれに拘束されているわけでありまして、中小企業対策予算につきましては、そうした厳しい中で全力を挙げてその拡充に努めてきているところであります。平成四年度の政府予算案におきましても、中小企業対策予算は前年度比六億円増の千九百五十六億円で十一年ぶりの高い伸びに相なっているわけでありまして、今中小企業対策に万全を期するためにも、また企業家心理を明るくする方向に力を入れるためにも、ぜひこの予算案の早期成立をお願いしたいと考えております。

○川端委員 その中小企業に関連をして、特に大臣の御所見を賜りたいと思うのですが、最近の企業、別に中小企業ということではなくて、企業の社会的存在という意味で、いわゆる環境に優しいという観点とそれからそこに働く人のゆとり、豊かさという、所信でもお触れいただきましたが、そういう部分の枠から外れた企業は社会的には生存が許されないという時代の大きな流れというものがあろうというふうには私は思います。そういう意味でいろいろ工夫をさせていただいて中小企業の時短の促進という部分にも御配慮をいただいているのは重々承知をいたしております。環境対策においてもしかりだというふうに思います。しかし、この環境あるいは時間短縮という問題は、最終的には企業の競争力というもののやはりかかわってしまふ。端的に言えば、コストアップの要因になるという部分で非常に厳しい環境に中小企業は置かれてしまふというものが実態ではないかというふうに思います。社会的な要請のもとでの、環境に優しく、ゆとりと潤いのある、豊かさのある働く職場というふうな企業として残れない人は御苦労さんと、社会的に存在を許されないからなくな

二八

ても仕方がないなあと、言ってしまうればそれまでなんですけれども、企業はそれぞれにいろいろ御支援をいただく中で懸命に努力をしているけれども、最終的にはそれをコストが上がるという状況で受けとめざるを得ない。そのときに、そのコストが消費者あるいは売り先に転嫁できるかどうかというところで、企業の経営者の方とお話をしても、結論としてはそのとおりだ、やりたい、しかも時短なんかやらなかったら人も来てくれない、しかしそれをやろうとするとコストが上がる、それは果たして、例えば下請であれば上の企業に値段が通るかといえは通らないところに今置かれていっているように思っています。

時間があればまた個別のいろいろなお話をさせていただきたいと思うのですが、そこでこれは、そういう時代の中で、それなりの手助けはするけれども生き残れなかったらまあ仕方がないというふうな問題ではなくて、日本の経済は申すまでもなくやはり中小企業で成り立っているという産業構造を持っているわけですから、この部分はただ単に、おのおのの企業の皆さん、支援をしてあげますから頑張りなさいよということではなくて、大きく日本の産業基盤、産業構造にかかわる問題として取り組まなければいけないのではないかとこのように考えております。

そういう意味で中小企業、こういう問題、もうだれが言っても、百人が百人とも、環境や時短ということにはノーと言えないというか当たり前のうちで、果たしてそれをどうクリアするかという中に、果たして大臣としての御所見を、ぜひともこれには大変大きな問題としてとらえていただきたいと思います。この御所見を賜りたいと思います。

○渡部国務大臣 中小企業が我が国の産業を支える極めて重要な担い手であるという認識、川端委員と全く同感であります。ただ、今御指摘のあった労働時間の短縮というような問題、勤労者の労働条件というようなことになると、大企業と中小企業との間にいろいろの条件の異なるもの

これは事実でございます。しかし、大企業と下請中小企業によって成り立っておりますのでありますから、中小企業で働く人も大企業で働く人も、これからの時間短縮によってゆとりのある生活をしたいかなければならない、その労働条件に差があるようなことは好ましいことではないわけでありますから、昨年の国会でつくっていただいた中小企業労働力確保の法律と下請関連の法律とかいろいろのものを活用しながら、また中小企業は中小企業なりの大企業にまざるの特性もあるわけですから、その技術開発やあるいは設備の近代化、こういったものを進めて、中小企業が、これからもそこで働く人、経営者を含めて、日本の経済の極めて重要な支え手として胸を張って発展していくように努力してまいりたいと思っております。

○川端委員 ありがとうございます。

○武蔵委員 長 江田五月君。

○江田委員 長丁場御苦労までございます。渡部通産大臣と野田経済企画庁長官、お二人の所信を伺わせていただきました。お二人とも練達の有力経済閣僚で、景気後退が言われる中で、バブル崩壊後の健全な経済運営と社会生活の実現として実質経済成長率三・五％実現のための力強いリーダーシップをぜひ発揮していただきたいと思っております。私も両大臣と問題意識として共通するものが多いと思っております。ひとつぜひ頑張りていただきますと思います。

きょうは二十分という短い時間なので、両大臣おられますが、通産大臣の方に絞って御質問したいと思っております。長官の方はどうぞ御退席ください。

さて、私の質問ですが、ガットの問題について伺いたいと思います。ガットといいますが、必ずしも今緊急の事態になっていることではなくて、もう少し幅広く伺ってみたい。ガットと環境問題ということで大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

所信の中で、大臣は環境問題の重要性を指摘さ

れて、「人類共通の課題である地球環境問題については、本年開催される国連環境開発会議の成功に向け、我が国は世界の主導的役割を果たしていくかなければなりません。」こう述べられておるわけでございます。実は、私は今月の三日と四日、ワシントンで開かれたある国際会議に出席をしてまいりました。もちろん、院のお許しをいただいたわけですが、GLOBEという国際会議、これはGLOBEという単語自体も地球ということですが、GLOBE、グローバル・ジュスレータース・オーガナイゼーション・フォー・ア・パラナスト・エンバイロメント、こういう言葉で、日本とECとアメリカと旧ロシア、これは今変動の中におりますからちょっと浮動的ですが、こういう先進国の議会に籍を置く者が地球環境についてどういう役割を果たさなきゃならぬか、これをみんなで議論しようという環境問題に熱心な議員、全部で七十名ぐらいで組織をしております。地球環境国際議員連盟という会議です。日本この会議は、地球環境国際議員連盟日本支部というのか、グローブ・ジャパンというのが十八名の超党派の衆参の議員がメンバーで、会長が原文兵衛環境庁長官、最高顧問が竹下登元総理、今回は小杉隆、愛知和男そして私、三人の衆議院議員、広中和歌子、堂本睦子、二人の参議院議員が出席をいたしました。会議のテーマは、地球サミット、六月のUNCEDへ向けての提言が中心で、特に焦点となりましたCO₂削減問題でアメリカの国務省の担当官と各国の議員との間で議論になりました。本日に議論になりました。アメリカの代表格のアルバート・ゴア上院議員などは、アメリカの政府の態度を恥ずかしく思うというふうなことまで言われ、民主党の大統領候補全員に、西暦二〇〇〇年までにいわゆる一九九〇年レベルで安定させる、こういう約束を大統領候補全員に取りつけてブッシュ大統領にも迫っていくというところで、アメリカの議員も全員賛成して、CO₂削減目標を明記するという決議がなされました。

私たちのそういう動きもあってアメリカの態度が動いてきた。今私はここにUNCED情報その一、これは外務省のUNCED準備事務局がつくっているものですが、持っております。そこに、米国の態度のある程度の柔軟化の可能性が見られるのが新しい点、こう書かれるような、そういう態度の変化が起きてきた。残念ながら、どうもその後またもとへ戻ったようで、最終的にはなかなか難しいということになっている。大変残念であります。しかし、やはり国際世論をつくっていく、その中でいろいろ難しいことも皆それぞれ乗り越えてもらう、そういう活動を我々具体的にそうやってやっていかなければいかぬというので努力してきたわけでございます。

もう一つ焦点になったのがガットと環境。実は私は二日目に、のんびり聞き役に回っていたと思うので、英語もいろいろあつてなかなか聞きにくい英語も、そんなことを言うとか差別になるのかもしませんが、現実にあつて、私はそれほどでるわけじゃありませんので議長を逃げ回っていたのですが、務めました。ガットと環境について大変に厳しい議論が行われた。どなり合い、これは議長をやるのは大変だったのですけれども、ゲストで招いたガットの事務局に対してアメリカとECの議員たちから、ガットが環境保護を妨害しているのじゃないか、環境に対して敵対的ではないのかという観点からの指摘が相次いだ。私も、確かに環境保護というのが保護貿易主義の隠れみみになってはならないと思いますが、しかし、ガットと環境問題というのは重要な課題だと考えております。

その場で、確かに三〇年代の大不況、そして世界じゅうが保護貿易主義に逃げ込む、そして世界がだんだん緊張がすすんでとうとう第二次大戦に進んでいった、ああいう愚を繰り返さない、そのために自由貿易というのは大切なんだ、こうしてガットが生まれてきたわけですが、しかし今、環

環境保護派からガットというものに対する信頼が揺らいでくる、こうなりますとこれはいけないうもので、やはりガットというものが世界の確信に支えられてこの自由貿易体制というものを運営をしていかなければならぬわけで、そうなりますと、世界の、こういう世界がいいんだという確信に支えられようと思うならば、今環境保護派は、世界のことにかわりなさんな、こうは言えないわけですから、世界が環境のことについても大いに議論しなければならぬという時代ですから、ガットも環境の問題というのをその原則の中に、起こってくる問題として考えなければいかぬ、そういう時代に来ていると思うのです。現にガットも環境問題について、貿易と環境に関するレポートをついて最近、二月になって出したりしているようですが、今後のガットの動向について、日本政府はどういうふうに今の環境との関係でお考えになるか、大臣から政府の考え方、あるいは大臣個人の考え方を伺いしたいと思います。

○渡部国務大臣 江田先生御指摘のように、これからは地球規模あるいは宇宙と言っていいかもしれません、その中で環境と経済をどう両立させていくか、これが私どもに与えられた大きな課題だと思います。

今ガットについてのお話でしたが、昨年の秋から貿易と環境に関する作業部会による検討が開始されたところであつて、これは通産省としてもこのような検討に積極的に参加をして国際的な協力の中で自然を守り、地球を守り、さらに経済の発展を両立させていくための努力をしてまいりたいと存じます。

○江田委員　繰り返すようになるかもしれないませんが、地球環境保護という大目標が保護主義の隠れみのにゃってはいけない。それはそうなんです。が、しかし、世界の良好な貿易状況というのは決して地球環境の悪化に対立するものじゃないんだ。むしろ資金が良好に分配され、資源が良好に地球上に行き渡ることによって環境保護に資する、そういう世界的な貿易秩序をつくっていかな

きやいかなぬという意味では、ガットと環境は敵対
じやなくて、むしろガットがしっかりと環境保護
を支えるということは私は十分可能だと思ふのを
、これからの知恵の出どころだ、日本がそう
いう知恵を出していかなきゃいけないと思うので
すが、大臣の決意を聞いて心強く思っているとい
ろです。

ところで、現在ガットのウルグアイ・ラウンドの交渉が行われている。もしこの三、四月に合意できずに相当時期がおくれるというようなことになれば、むしろ環境問題とかあるいは安全性の原則、こうしたものをガットのルールの中に積極的に取り込んで、それでガットの信頼性をむしろ高めていく、そういうことをやった方がこの現在の交渉の合意のために、ちょっと回り道のようなだけれども早いんじゃないか。本来ガットは、自由貿易のルールの確立することによって世界の消費者、生活者の利益を図るべきものであるわけだから、そういう世界の消費者、生活者が重視する環境や安全性の問題を無視していいはずがないのだから、こうしたことをガットの中に打ち立、立てて、こうしたことをガットのルールの中に打ち立てることによって日本がリーダーシップを発揮するということとは一つの手ではないかと思いますが、今のこのウルグアイ・ラウンドについてということでは、先ほどの質問とダブっておりますが、ちょっとと観点を変えた質問ですが、お答えください。

○渡部国務大臣 ウルグアイ・ラウンドは、私も一日も早く成功裏に終わらせるために今も全力を尽くして努力をしておるところでありますから、これが延びた場合ということに対してどうこうというお答えは適當でないと思いますけれども、基本的な今先生のおっしゃる考え方、これは私も同感であって、地球規模での環境保全というものは、保護主義を助長するというよりはむしろ自由主義経済が發展して世界全体が協力していくことによって環境保全ができるので、私は国際首脳の大きな柱がこれは環境問題だと考えておりますし、先般サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート等の産油国に参りました。砂漠の大地

に水と緑を求めて頑張つておるあの國の人たちに、石油によつて今日の發展をした我が日本が、あの産油國をすばらしい緑と水に恵まれる國にするのにどれだけの技術的な協力をでき得るかというような話をしてまいりましたけれども、まさに基本的な考え方は先生おっしゃる考え方と同じでございます。

○江田委員
ありがとうございます。

もう一つ、先ほど言いましたGLOBALWARMINGの会議で話題になったこととして、シベリアの針葉樹林帯の問題が議論されました。私も余り深く認識していなかったのですが、この地球の温暖化ということに關係して、炭酸ガスが出てくる、この炭酸ガスをもう一度取り込む、固定化させる、その機能を果たしているものに植物がありますね。この植物が非常に大規模にあるところが、一つは熱帯雨林、ジャングルですね。雨がどんどん降って、どんどん木が伸びている。もう一つ、シベリアとか、ああいりや寒帯というのですか、ああいりやとこの針葉樹林帯というものがあるというわけですから。確かにそれはそうです。大変な針葉樹林がずっと続いているわけですから。このシベリアの針葉樹林の伐採が実は今問題になっていて、これが実は第二の熱帯雨林問題になるおそれがある。こういうことが指摘をされた。

ロシア共和国から来ておられる代表の人が、これはロシア共和国環境大臣のアレクセイ・ヤブロコフさん、こうおっしゃるわけですが、今ロシアも激変の中ですからどういふ立場にある人が詳しくはわかりませんけれども、シベリアの針葉樹林が違法伐採を含めた急速な破壊によつて危機に瀕している、韓国や日本のさまざまなアングラマネーも関与をしている、北朝鮮の刑務所をシベリアにつくつて受刑者を伐採労働者として使っているというようなことが言われて、これは私は確認できないのでここでそうだとやっているわけではないですが、そういうようなことがロシアの人から話題として出された。

それだけの前提なのですけれども、しかし確か

に、考えてみるとこの針葉樹林帯が保護されていくということは大変日本にとっても重要なことでございます。そこで、シベリア針葉樹林について、これを壊すことのないように注意を喚起するそういう手紙をロシア共和国エリツィン大統領に GLOBE として出しました。これはどうですか。どうも私も調べる方法も何もないのですけれども、通産省としてどうお考えになりますか。そういう指摘について、やはりこれは何らかの方法で通産省としても関心を持たなきゃならぬそういうテーマだというふうに私は思いますけれども、いかがでしょう。

○渡部国務大臣　今、江田先生からお話しの件は、これは私も全く初めて耳にすることでございますけれども、先ほども申し上げたように、環境問題、自然保護、これは地球的規模に立って考えなきゃならないというのが我々の国際貢献、その中で環境問題が大きな位置を今後占めていくだろうという私の基本的な考え方でございますし、またこれは対ソ支援の問題、今ロシア共和国ということになって非常に苦労している中で、七十年の社会主義よきようなら、自由主義によって新しい国づくりをしようという努力しておるあの国のために、私どももお役に立つことがあれば役に立ちたいというのが通産省の基本的な姿勢であれこれとやっておるわけでありますから、そういうった考え方の中で今後勉強してまいりたいと思います。

○江田委員 通産省は、旧ソ連の経済支援についてはこれは大きな責任を持っておられると思います。我々も応援をしなければならぬと思います。が、ぜひ今おっしゃったような観点から、その際が、シベリアの針葉樹林が乱開発、乱伐されるようなことのないように、その他の点についても同じですが、環境問題について十分な配慮をして取り組んでほしいと思います。この点は、大臣から既にお話がありましたので、お答え要りません。

以上で私の質問を終わります。

○武藤委員長 次に、内閣提出、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。渡部通商産業大臣。

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○渡部通商大臣 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、国際的な貿易、直接投資等の幅広い相互交流が進展する中、各国間に存在する不均衡を背景に、国際的に保護主義、地域主義的な動きが強まっておりますが、我が国としては、国際的な相互交流を推進し、国際的に調和のとれた経済発展と開かれた経済社会の構築に努めることが必要となっております。

しかしながら、一方におきまして、我が国の貿易黒字は再び拡大傾向を示しており、対内直接投資による事業活動の水準も、低いものとどまっております。

このような状況のもと、我が国としましては、輸入の促進と対内直接投資による事業の実施の円滑化を図ることにより、国民経済及び地域社会の国際経済環境と調和のある健全な発展を図るとともに、国際経済交流の進展を促進することが急務となっております。

本法は、以上のような観点から、港湾・空港地域における輸入促進基盤施設の整備等を初めとした輸入の促進に寄与する事業等を支援するとともに、対内直接投資による事業の実施を円滑に進めるための措置を講ずることを目的として立案されたものであります。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

す。

第一は、輸入の促進に関する措置であります。この法律案では、港湾または空港及びその周辺の地域において輸入促進基盤施設の整備等を行う事業を輸入促進基盤整備事業と、これらの施設を利用して行われる輸入促進に寄与する事業を輸入貨物流通促進事業と定義いたします。

主務大臣は、輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する事項につき、地域輸入促進指針を定めることといたします。都道府県は、この指針に基づき、地域輸入促進計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができます。承認を受けた地域輸入促進計画に基づく輸入促進基盤整備事業を行う者については産業基盤整備基金による出資及び債務保証の対象とするともに、地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置が講じられることとしております。承認地域輸入促進計画に基づき輸入貨物流通促進事業を行う中小企業者に対しては、中小企業信用保険の特例が講じられます。また、本法の附則において、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の改正を行い、同法に定める特定施設の追加を行うことといたします。

この他にも、特に輸入促進が必要かつ適切である製品の輸入を行う事業を特定製品輸入事業と定義し、特定製品輸入促進事業を行う者について、産業基盤整備基金による債務保証の対象とするほか、中小企業信用保険の特例措置を講ずることとしております。

第二は、対内直接投資による事業の実施を円滑に進めるための措置であります。本法案においては、我が国に支店等を設置している外国企業及び外国企業の出資比率が三分の一超の子会社等の行う事業を対内投資事業とし、このうち、国民経済の国際経済環境と調和のある発展、国民の消費生活の向上及び技術等の国際交流の進展に資する特定対内投資事業を主たる事業として行っている者について、事業開始後一定期間に限り、産業基盤整備基金による債務保証の対象とするともに、欠損金の繰越期間の延長等の課税の特例措置等を

講ずることとしております。また、市場の開拓に関する調査、従業員研修等対内投資事業を支援する事業を行う者に対して、産業基盤整備基金から出資を行うこととしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○武藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る三月三日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十六分散会

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案
輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法

（目的）

第一条 この法律は、最近における我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に対応して、港湾又は空港及びその周辺の地域において行われる輸入の促進に寄与する事業を支援するための措置等を講ずるとともに、対内投資事業者の事業の実施を円滑に進めるための措置を講ずることにより、国民経済及び地域社会の国際経済環境と調和のある健全な発展を図り、あわせて国民生活の向上及び国際経済交流の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「輸入促進基盤整備事業」とは、港湾又は空港及びその周辺の地域（以下「港湾・空港地域」という。）において行われる事業であって、輸入された貨物（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五十六条第一項に規定する保税作業に係る貨物を含む。以下「輸入貨物」という。）の蔵置、加工、展示又は運

送の事業その他の輸入貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される施設の設置及び運営を行うもののうち、輸入の促進に寄与すると認められるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「輸入貨物流通促進事業」とは、港湾・空港地域において行われる事業であって、輸入促進基盤整備事業に係る施設を利用して行われる輸入貨物を取り扱うものうち、輸入の促進に寄与すると認められるものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定製品輸入事業」とは、機械類、電気機器、化学工業製品その他の製品のうち、国際経済環境その他の状況からみて、特にその輸入を促進することが必要かつ適切なものとして政令で定めるものの輸入を行う事業をいう。

4 この法律において「対内投資事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
一 外国の法令に基づいて設立された法人（次号において「外国企業」という。）であって、我が国に支店、工場その他の営業所（以下「支店等」という。）を設置しているものうち、主務省令で定める基準に適合するもの

二 我が国の法令に基づいて設立された法人であって、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額のその発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が三分の一を超えるものその他の外国企業と特別の関係にあるものとして主務省令で定めるものうち、主務省令で定める基準に適合するもの（以下「子会社等」という。）

5 この法律において「特定対内投資事業」とは、対内投資事業者により我が国において行われる事業（以下「対内投資事業」という。）のうち、次に掲げる要件に該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を図る上で、当該対内投資事業を支援

することが必要かつ適切なものと認められること。

二 当該対内投資事業を行うことにより、商品又は役務の品質その他の内容の向上を通じて、国民の消費生活の向上に資するものと認められること。

三 当該対内投資事業を行うことにより、当該対内投資事業者が我が国の事業者とその事業分野に関する技術又は知識の交流を行うことを通じて、当該事業分野における国際経済交流の進展に資するものと認められること。

6 この法律において「特定対内投資事業者」とは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる要件に該当することについて主務大臣の認定を受けた者をいう。

一 対内投資事業者であること。

二 我が国に設置されたその支店等又は設立されたその子会社等の主たる事業として特定対内投資事業を行い、又は行うことが確実であると認められること。

三 我が国に設置された支店等の場合においてはその設置の後、我が国に設立された子会社等の場合にあつてはその設立の後、主務省令で定める期間を経過していないこと。

(地域)

第三条 この法律による輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業に関する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

一 港湾・空港地域であること。

二 当該地域において輸入貨物が相当程度流通し、又は流通することが見込まれること。

三 当該地域における港湾又は空港の整備及び輸入貨物を取り扱う事業の状況からみて、当該地域において輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を行うことにより、輸入の促進が相当程度図られると認められること。

(地域輸入促進指針)

第四条 主務大臣は、前条に規定する地域についての輸入の促進に関する指針(以下「地域輸入促進指針」という。)を定めなければならない。

2 地域輸入促進指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の地域輸入促進計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を支援するための措置を講じようとする地域(以下「輸入促進地域」という。)の設定に関する事項

二 輸入促進地域における輸入貨物の流通に関する目標の設定に関する事項

三 前号の目標を達成するための輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する事項

四 輸入促進地域において設置される国際経済交流を促進するための施設であつて、輸入の促進に寄与するもの(以下「輸入促進地域国際経済交流施設」という。)の整備の方針に関する事項

五 その他輸入促進地域における輸入の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、地域輸入促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、地域輸入促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地域輸入促進計画)

第五条 都道府県は、地域輸入促進指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三号各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、関係市町村に協議して、輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する計画(以下「地域輸入促進計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができ

2 地域輸入促進計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項

の大纲について定めるものとする。

一 輸入促進地域の区域

二 輸入促進地域における輸入貨物の流通に関する目標

三 輸入促進地域において行われる輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の内容

四 輸入促進地域国際経済交流施設の整備に関する事項

五 その他輸入促進地域における輸入の促進に關し必要な事項

3 都道府県は、港湾に係る地域輸入促進計画を作成しようとするときは、前項第三号及び第四号に掲げる事項のうち港湾に係るものについて、当該空港を管理する者(以下「空港管理者」という。)がその施設の整備及び管理に關し策定する計画に従つて作成しなければならない。

4 都道府県は、空港に係る地域輸入促進計画を作成しようとするときは、第二項第三号及び第四号に掲げる事項のうち空港に係るものについて、当該空港を管理する者(以下「空港管理者」という。)がその施設の整備及び管理に關し策定する計画に従つて作成しなければならない。

5 都道府県は、地域輸入促進計画を作成しようとする場合において、当該地域輸入促進計画に基づいて行われる輸入促進基盤整備事業に係る施設を設置する事業に關し、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第二条第一項第十五号に掲げる特定施設に係る特定施設整備法第四条第一項に規定する整備計画を作成し、同項の規定による認定を受けようとする者が存するときは、第二項第三号に掲げる事項について、当該認定を受けようとする者の意見を聴くものとする。

6 都道府県は、地域輸入促進計画につき第一項の承認を申請しようとするときは、第二項各号に掲げる事項について、関係港湾管理者又は関係空港管理者に協議するものとする。

7 主務大臣は、地域輸入促進計画が、次の各号

に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その地域輸入促進計画に係る輸入促進地域が第三号各号に掲げる要件に該当し、かつ、地域輸入促進指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、地域輸入促進指針に適合するものであること。

三 その地域輸入促進計画を達成するための措置が関係地方公共団体の財政の健全性の確保に適切であること。

四 その他地域輸入促進指針に照らして適切なものであること。

8 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたとき、又は前項の規定による承認をしたときは、当該地域輸入促進計画につき、大蔵大臣に通知するものとする。

9 都道府県は、地域輸入促進計画が第七項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係港湾管理者又は関係空港管理者及び関係市町村に通知しなければならない。

(地域輸入促進計画の変更)

第六条 都道府県は、前条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第九項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 前条第三項の港湾管理者は、同条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画に關し、同条第二項第三号及び第四号に掲げる事項のうち港湾に係るものについて変更の必要があると認める場合は、当該地域輸入促進計画を作成した都道府県に対し、その変更を求めることができる。

4 前項の規定は、空港管理者が前条第四項に規定する当該空港の施設の整備及び管理に關し策

して当該事業を行うものに対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。

前各号の業務に附帶する業務を行うこと。

九条 政府は、基金が前条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てられるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

基金は、第八条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、それを他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特別勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

基金は、特別勘定において、毎事業年度、員

益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足が

るときは、その不足額は繰越欠損金として処理しなければならない。

輸入促進基金整備出資資金)

二条 基金は、第八条第二号に掲げる業務に

して、輸入促進基金整備備出資金を設け、第
条の規定により政府が出資した額に相当する
額をもってこれに充てなければならない。
輸入促進基金整備備出資金は、特別勘定にお
る毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生

たときは、その利益の額又は損失の額により加し、又は減少するものとする。

（特定施設整備法の特例等）

二条 第八条の規定により基金の業務が行わ

る場合には、特定施設整備法第十九条中「日
開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀
行」と、特定施設整備法第四十条第二項中「同条
第二項の認可を受けた場合において出資された

るのは「輸入・対内投資法第十条第一項に規定する特別勘定以外の一般の勘定に係る各出資者」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは、第四十条第一項及び輸入・対内投資法第八条と、同条第五号中「大蔵大臣及び通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣及び通商産業大臣（輸入促進基盤整備業務については、大蔵大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び

大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第八条第一号及び第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に

係る事項に關し 運輸大臣及び農林水産大臣に

大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第八条第四号に掲げる業務

に係る事項に關し、主務大臣（大藏大臣及び通商産業大臣を除く。）に協議しなければならぬ。

第八条の規定により基金の業務が行われる場

合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法並びに前二条及び前三項に規定するもののほか、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)附則第

九条に定めるところによるものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

十三條 中小企業信用保險法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三條第一項に規定する普通保險（以下「普通保險」という。）、同法第三條

の第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の第三項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関

連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項）又は第三条の三第一項に規定する債務の保証（以下「特定債務保証」という。）であって、承認地域輸入促進計画に基づいて輸入貨物流通促進

事業を行う者として通商産業省令で定めるところによりその住所を管轄する市町村長又は特別区長(以下「市町村長等」という。)の認定を受けた中小企業者が当該輸入貨物流通促進事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)

証(特定債務保証であつて、特定製品輸入関連保証(特定債務保証であつて、特定製品輸入関連保証を行う者として通商産業省令で定めるところにより市町村長等の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについて、次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	
	当該債務者	当該保証をした
第三条の二第一項、 第三条の三第二項	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者
第三条の二第二項、 第三条の三第三項	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者
第三条の二第三項、 第三条の三第四項	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五項の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五項中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者及び特定対内投資関連保証(特定債務保証であつて、特定対内投資事業の実施を円滑に進めるものとして通商産業大臣が定める事業を行う者として通商産業省令で定めるところにより市町村長等の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについて、次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	
	当該債務者	当該保証をした
第三条の二第一項、 第三条の三第二項	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者
第三条の二第二項、 第三条の三第三項	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者
第三条の二第三項、 第三条の三第四項	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者	輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証に、当該債務者

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(課税の特例)

第十四条 特定対内投資事業者が当該特定対内投資

資事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備並びに機械及び装置については、租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

2 特定対内投資事業者がその事業(第二条第四項第一号に掲げる者にあつては、同条第六項の認定に係る支店等の事業に限る。)により欠損金を生じたときは、租税特別措置法で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認地域輸入促進計画に基づく輸入促進基盤整備事業により設置される施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合において、当該措置の認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保)

第十六条 国及び地方公共団体は、承認地域輸入

促進計画に基づいて行われる輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を支援するため、措置に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 国は、対内投資事業の実施を円滑に進めるために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(施設の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、承認地域輸入促進計画の達成に資するため、必要な港湾、空港その他の施設の整備の促進に努めるものとする。

(国の援助等)

第十八条 国及び地方公共団体は、輸入の促進及び対内投資事業の実施の円滑化に資するため、輸入促進基盤整備事業を行う者、輸入貨物流通促進事業を行う者、特定製品輸入事業を行う者、特定対内投資事業者その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 地方公共団体が承認地域輸入促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(関係者の理解と協力)

第十九条 国は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等を考慮し、輸入促進基盤整備事業を行う者、輸入貨物流通促進事業を行う者、特定製品輸入事業を行う者及び特定対内投資事業者がそれぞれの事業を円滑に行うことができるようこれらの事業者と取引関係にある者その他の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めなければならない。

(大都市の特例)

第二十条 第五条及び第六条の規定により都道府

促進計画に基づいて行われる輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を支援するため、措置に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 国は、対内投資事業の実施を円滑に進めるために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(施設の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、承認地域輸入促進計画の達成に資するため、必要な港湾、空港その他の施設の整備の促進に努めるものとする。

(国の援助等)

第十八条 国及び地方公共団体は、輸入の促進及び対内投資事業の実施の円滑化に資するため、輸入促進基盤整備事業を行う者、輸入貨物流通促進事業を行う者、特定製品輸入事業を行う者、特定対内投資事業者その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 地方公共団体が承認地域輸入促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(関係者の理解と協力)

第十九条 国は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等を考慮し、輸入促進基盤整備事業を行う者、輸入貨物流通促進事業を行う者、特定製品輸入事業を行う者及び特定対内投資事業者がそれぞれの事業を円滑に行うことができるようこれらの事業者と取引関係にある者その他の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めなければならない。

(大都市の特例)

第二十条 第五条及び第六条の規定により都道府

県が処理することとされている事務は、輸入促進地域の全部が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理する。

2 前項の場合においては、第五条及び第六条の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として当該指定都市に適用があるものとする。

（主務大臣等）

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二条第六項に規定する認定及び第十二条第三項の規定による協議に関する事項については、当該特定対内投資事業を所管する大臣

二 第四条第一項の規定による地域輸入促進指針の策定、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による公表、第五条第一項及び第七項の規定による承認、同条第八項の規定による通知、第六条第一項の規定による承認並びに同条第二項において準用する第五条第七項の規定による承認及び同条第八項の規定による通知に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣、農林水産大臣及び自治大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第四項に規定する対内投資事業者に係る事項に関しては、当該対内投資事業を所管する大臣の発する命令

二 第二条第六項に規定する特定対内投資事業者に係る事項に関しては、当該特定対内投資事業を所管する大臣の発する命令

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の廃止）
第二条 この法律は、平成八年五月二十九日まで廃止するものとする。

（基金の持分の払戻しの禁止の特例）

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（特定施設整備法の一部改正）

第五条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十五 輸入の促進を図るための多様な機能を有する一群の施設であつて、第十一号イ又はロに掲げる施設と一体的に設置されるもので、かつ、次に掲げる施設から構成されるもの

イ 輸入貨物の蔵置、加工、展示又は運送の事業その他の輸入貨物を取り扱う事業の業務を支援する事業の事業場として相当数の企業等に利用させるための施設

ロ 輸入の促進に寄与する新商品（部品を含む。）の開発又は輸入貨物の流通の円滑化に資する技術に関する研究開発のための施設であつて、相当数の企業等に利用させるためのもの

ハ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

第三条第三項中「第十四号まで」を「第十五号

まで」に、「及び第十号から第十二号まで」を、「第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第九条中「及び第十号から第十二号まで」を「第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第五十九条ただし書中「第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

九 第二条第一項第十五号に掲げる特定施設

農林水産大臣、通商産業大臣及び運輸大臣

（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）

第六条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法平成三年法律第八十二号の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「に規定する特別勘定の下に」及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第

号）第十条第一項に規定する特別勘定」を加える。

（産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正）

第七条 産業構造転換円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第九条第七項中「及び伝統的工芸品産業振興法第十一条の」を、「伝統的工芸品産業振興法第十一条及び輸入・対内投資法第八条の」に、「及び伝統的工芸品産業振興法」という法律（以下「伝統的工芸品産業振興法」という。）第十一号を、「伝統的工芸品産業振興法」という法律（以下「伝統的工芸品産業振興法」という。）第十一号第一号を、「伝統的工芸品産業振興法」という法律（以下「伝統的工芸品産業振興法」という。）第十一号第一号に掲げる業務及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（以下「輸入・対内投資法」という。）第八条第五号に、「及び伝統的工芸品産業振興法第十一号第一号」を、「伝統的工芸品産業振興法第十一号第一号に掲げる業務及び輸入・対内投資法

第八条第五号に、「附則第九条第五項」を「附則

第九条第六項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「及び伝統的工芸品産業振興法第十一号」を、「伝統的工芸品産業振興法第十一号及び輸入・対内投資法第八条」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び伝統的工芸品産業振興法第十一号」を、「伝統的工芸品産業振興法第十一号及び輸入・対内投資法

第八条の」に、「及び伝統的工芸品産業振興法第十一号第一号」を、「伝統的工芸品産業振興法第十一号第一号に掲げる業務及び輸入・対内投資法

第八条第五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 基金は、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第

号）以下「輸入・対内投資法」という。）の施行前に政府が第十七条の規定により出資した額に相当する金額の一部を輸入・対内投資法第八条第五号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

（地方税法の一部改正）

第八条 地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第

号）第二条第六項に規定する特定対内投資事業者で政令で定めるものが当該特定対内投資事業者の同項に規定する認定に係る同条第五項に規定する特定対内投資事業の用に供する工場用の建物（工業再配置促進法第二条第二項に規定する誘導地域において建設された建物で政令で定めるものに限る。）の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

（印紙税法の一部改正）

第九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中、特定外航船舶解

撤促進臨時措置法(昭和六十一年法律第八十三号)第七條第一号(産業基盤整備基金の行の解散促進業務)の業務を削り、「の業務並びに」を「の業務」に改め、「(産業基盤整備基金の行の特定商業集積整備促進業務)の業務の下に」並びに輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)第八條第一号、第三号及び第四号(産業基盤整備基金の行の輸入促進・対内投資円滑化業務)の業務を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第八十三号の二の次に次の一号を加える。

八十三の三 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第三十八條中「から第八十六号まで」を、「第八十四号から第八十六号まで」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

第四條第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の規定に基づき、地域輸入促進指針を定め、及び地域輸入促進計画を承認すること。

(自治省設置法の一部改正)

第十三條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第五條第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づき、地域輸入促進指針を定め、及び地域輸入促進計画を承認すること。

理由

最近における我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に対応して、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑に進めるため、産業基盤整備基金の業務に港湾又は空港及びその周辺の地域において行われる輸入の促進に寄与する事業等を支援する業務並びに対内投資事業の実施を円滑化する業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。